

平成29年勝浦町マラソン議会（ひな会議）会議録第5日目

1 招集年月日 平成29年3月21日

1 招集場所 勝浦町議会議場

1 開閉日時及び宣告

開議 3月21日 午前9時27分 議長 国清一治

散会 3月21日 午後5時36分 議長 国清一治

1 出席及び欠席議員

○出席議員（10名）

1番	仙才守	2番	松下一一
3番	美馬友子	4番	麻植秀樹
5番	松田貴志	6番	籾公一
7番	国清一治	8番	森本守
9番	井出美智子	10番	大西一司

○欠席議員（0名）

1 地方自治法第121条第1項により説明のために出席した者の職及び氏名

町長	中田丑五郎	副町長	藪下武史
教育長	椎野和幸	参事兼 企画総務課長	野上武典
税務課長	笹山芳宏	福祉課長	大西博己
産業交流課長	海川好史	住民課長	籾和夫
建設課長	柳澤裕之	教育委員会事務局長	河野稔彦
勝浦病院 事務局長	山田徹	会計管理者 出納室長	岡本重男
地方創生推進室長	笠木義弘		

1 職務のため出席した者の職氏名

事務局長 久木喜仁

1 議事日程（第5号）

開議宣言

日程第1 諸般の報告

日程第2 町政に対する一般質問

1 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第2まで（第5号）

1 会議の経過

別紙のとおり

~~~~~

午前9時27分 開議

○議長（国清一治君） それでは、ただいまから平成29年勝浦町マラソン議会を開きます。

本日の議事日程は、お手元へ配付のとおりでございます。

~~~~~

○議長（国清一治君） 日程第1，諸般の報告を議題といたします。

監査委員から平成29年2月分の例月出納検査結果について報告書がお手元へ配付のとおり提出されておりますので、ご報告しておきます。

次に、法第121条第1項の規定により、説明者として出席を求めたのは、中田町長，藪下副町長，椎野教育長，野上参事ほか関係課長でございます。

なお、本日3番議員が一般質問通告書で地方創生室長の答弁を求めておりますので、笠木室長にも出席をいただいております。

また、先日も申し上げたとおり、本議会から勝浦町議会においては、初めての試みとして、議案審議や質問時等において電子機器等を使用することとしております。本日は3番議員，1番議員，5番議員がパワーポイントを使っての質問を行う予定となっております。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~

○議長（国清一治君） 日程第2，町制に対する一般質問を行います。

通告表の順序に従って発言を許可いたします。

3番美馬友子君の一般質問を許可します。

美馬友子君。

○3番（美馬友子君） おはようございます。

それでは、議長に許可をいただきましたので、ひな会議一般質問を始めます。

きょうは、民生委員さんがお越しになっています。手をつなぐ育成会の会長もお越しです。ありがとうございます。日ごろは地域住民の身近な相談相手となり、社会福祉の増進のために幅の広い活動に感謝しております。本年は民生委員制度創設100周年，また児童委員制度創設70周年という大きな節目の年だと聞いております。誰もが笑ってこの町で住み続けることができるよう，みんなで支え合いましょう。

今会議から、プロジェクターを用いて説明や質問ができるようになりました。活用の効果を期待して、きょうは福祉でまちづくりを築こうという思いで質問を始めます。

まず初めに、障害を持った子供たちの放課後の支援ということで、2年前に1人の保護者の方から、障害があつて学童は無理なので、放課後デイという障害児が通う学童があるので、取り組みを知ってほしいと資料をいただき、勝浦町につくることはできないのかと相談を受けました。そのことがきっかけで、何人かの保護者の方にも会う機会が持てました。お互いが情報交換し合ったり交流が持て、気安く話のできる仲間づくりができつつあります。大きな困り事は、放課後になれば子供を学校に迎えに行き、町外の施設に送り迎えです。送迎もしてくれる事業所もありますが、施設によっては町外からということで送迎のサービスがなかったりもするようです。送迎はついているのですが、夜の7時に送ってくれるので、小さいお子さんは遅くなると眠ってしまうので、迎えに行かなくてはならないという家庭もあります。そんな毎日の保護者の負担ははかり知れません。より支援が必要な子供たちが、なぜ町外に行かなくてはならないのでしょうか。不公平じゃないでしょうか。福祉課長は、町内にあれば助かると、強い要望も直接保護者の方たちからも聞いています。この質問は、2年前から何度も行ってきました。検討する、課題でもある、何か策はあるはずと今まで幾度も答弁がありました。

福祉課長にお聞きします。

この2年間でどのように検討され、進んでいるのでしょうか。障害児の支援として取り組んできたことはどのようなことがあったのでしょうか、お伺いします。

○議長（国清一治君） 大西福祉課長。

○福祉課長（大西博己君） おはようございます。

それでは、3番議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

まず、2年前、27年7月議会、それと同28年3月議会等で一般質問等やりとりした記憶がございます。実際27年度から28年度にかけて、まず最も重要な人材発掘を既に開始しておりまして、現状でございますが、国、県を初め関係機関と相談しながら検討していくという答弁のとおり進めております。

整理した課題のものの一つに管理体制、これは専門機関で支所等の事業を拡大する

とこの有無を調査、ほかにもOB等を中心に管理人発掘の情報提供も打診しておりますが、残念ながら現在のところ有力な情報はございません。

次に、設置規模と場所につきましては、町内古民家で物件を何カ所か調査しました。利用者の希望に沿うものかどうかは未定でございますが、既存施設の空室や空き地での増設によるものも当たっております。広さと管理体制に問題がございます。

営利目的の事業所摘発事件等も発生しておるため、設置基準はさらに困難なものになっております。例えば、管理責任者は当初5年から10年の実務経験者を探しておりましたが、基準の改正によりまして、その中で教員、社会福祉士、保育士等の有資格者であることが求められるようになるのが予定でございます。

徐々に進めてはおりますが、現状は以上のとおりでございます。

○議長（国清一治君） 3番議員。

○3番（美馬友子君） 人材発掘、それからまた古民家による場所設定、それから条件がだんだんに遅くなるほど厳しくなっているという現状になっているということですが、勝浦町が行っているこどもすこやか相談の年間相談数の推移はどの程度ありますか。

○議長（国清一治君） 大西課長。

○福祉課長（大西博己君） 毎月広報で応募しとる分ですけれども、こどもすこやか相談、今年度は児童発達障害者自立支援センター等の専門機関、通称めだか学園とかハナミズキとかというところがございますが、その専門機関を交えて相談を受けたのが3件、近年は3ないし5件程度で推移しております。

以上です。

○議長（国清一治君） 3番議員。

○3番（美馬友子君） 年間に、心配や悩んでいる保護者の方がたくさんおいでというのに3件、そのことは予約が要るとか月に1回だけとか、そのことがきっと支障になっているのではと思いますが、福祉課長は以前にニーズ調査をしたいと答弁されました。しかし、2年たっても何も手を打ってくれずに、1年生の生徒は3年生になってしまいます。中学生になったときにはどこに行けばよいのか、本人はもとより、保護者の不安は募るばかりです。何かしなくてはとの思いで、県の手をつなぐ育成会に相談に行きました。行動に出なくてはいつまでたっても前に進まないという指導を

受けて、勝浦町の会長に協力していただいて、会長と若い世代の育成会のメンバーとで放課後デイのニーズ調査をしてみようということになり、アンケート内容など何度も協議を重ねてきました。町内だけではなく、郡内でも必要とするのではないかとこの思いで、勝浦町や上勝町の社協さんの協力で教育長や福祉課長に協力依頼をして、保育園101人、小学校227人、中学校140人、総数468人の保護者の皆さんに配布し、1週間という短い期間の中で349人、回収率75%の回答を集計したのでごらんください。この場をかりて、保護者の皆様のご協力、そして貴重なご意見や要望をいただいたことに感謝申し上げます。

このアンケートは、放課後デイ開所のための参考としてのみ取り扱いといたしております。手をつなぐ育成会の皆さんとともに、町長に集計結果の説明及び要望に伺う予定でしたが、議会在先となり申しわけなく思っております。

手をつなぐ育成会は、60年余り前に知的障害の子を持つ3人の母親が東京で立ち上げたことに始まり、徳島県手をつなぐ育成会も50年余りの時が流れ、障害のある人が地域で当たり前の暮らしができる社会になってほしいと願い、活動している組織です。

それでは、集計結果を簡単に説明させていただきます。

子供の放課後や長期休暇をどのように過ごしているのか、複数回答の結果、自宅が一番多く76%、次いで習い事、学童、部活となっています。

次に、自宅で一緒に過ごされている方は母親が一番多く63%、次いで兄弟、祖父母です。少し気がかりなことは、1人で過ごされている生徒さんが18%います。

現在お子様の発達が気になったり悩んだりすることはありますかの質問に対し、はいと答えられた方が349人中35人、約10%の方が気になったり悩んでいるということがわかりました。

何歳ごろから発達が気になったのかというと、3歳児健診で指摘されたり気になったりが一番多く31%、次に小学校に上がる時20%となっています。

悩みをどこに誰に相談しますかということは、学校、保育園、家族がともに31%、次いで専門機関、友達です。保健師さんに相談したのが14%でした。とても残念な結果は、相談するところがなかった、できなかったが9%おいでました。

勝浦郡内に放課後デイサービスが開設された場合、利用するかという問いには、

35人中25人、71%が利用したいと答えています。そのうち25人中22人の88%の方が、今すぐ小学生から利用したいと答えています。

この結果から、保護者のニーズは理解してもらえたと思いますが、必要な支援を必要なきにすべきではないでしょうか。

福祉課長に2つ聞きます。

1つは、349人中35人、約10%の方が気になったり悩んでいるという結果です。

次に、相談する場所がわからなかった、できなかったという残念な結果も出ました。こんなつらいことはありません。今人口減少をとめようと町を挙げて出生率を上げる努力をしている中で、生まれてきてよかったと幸せを感じている時期に、ひょっとしたら障害があるのでは、また診断され、受けとめるのに悩み苦しんだに違いありません。支える周りの方も大変だったと思います。本当に泣いて悩んで誰にも相談できずに途方に暮れた方がいたということを重く受けとめるべきではないでしょうか。

できるだけ早く診断と療養を受けられるように、支援の手を差し伸べることが福祉の仕事ではないでしょうか。こんなつらいことはありません。この結果をどう見えますか。

○議長（国清一治君） 大西課長。

○福祉課長（大西博己君） ご指摘の質問の一つでございますが、現行の福祉課での相談窓口、専任の係員がおりまして、母子衛生や精神保健を担当する保健師も配置してございます。さらにつけ加えれば、保育士経験を有する行政職員も配置しているなど、保護者が安心して相談に来ることができるような窓口となっているのは事実でございますが、この相談するところがなかったというのは大変残念な結果でございますが、そのあたり、学校、教育委員会等の連携が十分にできなかったということは反省すべき点であろうかと思えます。

このニーズ調査結果、私どものほうにも届いておりますが、大変参考になる数値もございまして、その具体的な施設の建設に課題が3つございます。確実な入所見込みがあること、管理人体制が整っていること、そしてしかるべき設置場所が選定できること、その3つの課題を表面に出ないような遅々たる動きであったんではございまいしょうが、確実に進めておりますので、この数字、そしていま一つの要望、気持ち等は大変重く受けとめております。

以上です。

○議長（国清一治君） 3 番議員。

○3 番（美馬友子君） 私たちは相談窓口が欲しいんです。素直に話せる場が足りずに悩みを打ち明けるといことが難しい現状で、それではサービスが行き届きませんし、情報も広がりません。支援の手が必要な方に、必要なときに支援をするのが施策ではないでしょうか。放課後デイができれば、そこが相談窓口となれるといった意見ももらっています。こどもすこやか相談も行っていますが、利用数は少ないと今聞きました。相談員を在駐してもらうことは可能ですか、このことは以前にも保護者の会で要望しておりましたが、その後どのように検討されたのでしょうか。

○議長（国清一治君） 大西課長。

○福祉課長（大西博己君） 福祉課の所管する事務の中で専門員を在駐されることは、今のところ困難でございます。申し上げましたように、先ほど、相談にさえおいでいただければ受けれる体制は整えられるつもりでございます。ただ、相談する側の立場になった場合、これは心理学的なものデータで出とることでございますが、間違いなくそういう傾向がある、疑いがあるという人は、間違いなく相談しにおいでると思います。ただ、その中でお子さんの状況を見て、もしかしたら自分のしつけのせいかもしれない、育て方がまずかったかもしれないというふうに殻に閉じこもっていた場合、相談においでることができません。そのあたりの潜在的なグレーゾーンのニーズを今後とも発掘をする方法というか、工夫を探すのも行政の責務だと認識しております。

以上です。

○議長（国清一治君） 3 番議員。

○3 番（美馬友子君） 今は困難ってということですよ。

今回このニーズ調査を行ったことで、保護者の皆さんが放課後デイって何で、不便で困っている子供たちがいるんやな、早期療育は大切だよねとか、本当に保護者の皆様がいろんな場所でいろんなところで会話をされたと聞きました。悩み、困っていることを知ってもらえたことは、とても大きな成果であると考えています。知ろうとしてくれたことに、とても私たちは感謝しております。たくさんの方が意見や要望を書いてくださいました。たくさんあってここには書き切れませんが、少し読み上げてみ

ように思います。

低学年の子供を持つ親としては、学童は本当にありがたいと思います。同じように、放課後デイが郡内にあれば、仕事をしている親としては時間も有効に活用できるようになるし、子供のために必要な訓練を積極的に受けさせてあげようという気になるので、ぜひ勝浦郡内につくってほしい。対象者ではないけれど、とても大切だと思います。小さい町だからこそ、こういったサービスが受けられる場所があることが望ましいと思いました。デイサービスはとても必要なことだと思います。早期療育は大切なことだと思います。利用したい方はいると思います。勝浦町の福祉サービスが向上するのはとてもいいことだと思っています。利用人数にかかわらず、必要とする人がいるのであれば開所してほしいです。放課後を安心して過ごせる場が欲しいです。放課後デイだけでなく、発達に悩む親の相談できる場所としても利用できるようにしてほしいです。誰にでも相談できずに悩んでいる方や町内の方にも子供たちのことをわかってもらえるし、勝浦全体で見守っていけるいい機会になるとと思います。発達支援のサービスがないことで不便な思いをしている方々がいるのであれば、ぜひ開所していただきたい。全ての子供たちが住みよい勝浦町になってほしい。

たくさんな意見をもらっております。発達に不安や悩みを持った親や子供の行動に悩む親の相談やアドバイスができる場所も一緒につくってほしい。本当に少しの不安がある方でも、気軽に相談できる場所があれば子育て中の不安も随分減ると思います。昔は障害に対しての理解がまだまだで、保育園に入ることもできませんでした。放課後デイも町外で利用しました。町内にもたくさんの子供たちがいると思います。少しでも保護者の方が安心して利用できるデイであれば、開所を望みます。デイ以外にも、高等部卒業後に利用する場がもっとあればと思います。発達に不安がない場合でも、情報発信する場として中心的存在になりうることも、それぞれ訓練が必要、早期発見、早期療養してほしいという意見、要望はたくさんいただいております。

そこで、福祉課長に聞きます。

国の指針の障害福祉計画の中に、障害児及びその家族に対して、乳幼児から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要であると明記されています。率直に聞きますが、放課後デイはいつできますか。

○議長（国清一治君） 大西課長。

○福祉課長（大西博己君） 具体的に何年度に設置という段階ではございません。ただ、最も重要である認可基準というのがございまして、設置者との運営費を国費，県費で見ると当たって、大変厳しい認可基準がございまして。

その認可基準の中の一つで、さらに大きなもので大前提とするのが利用登録見込みと実際の利用見込み、その見込みを確実な見込みとするために、今後各種団体，専門機関と協議を重ね、本人の面談等，協議会等の会話をする場は持つつもりでございまして、このニーズ調査，数字だけでなく、最後の2ページにございましてこの保護者の要望と意見，48点を全部精査しましたら、恐らく該当者，該当見ないしはその可能性のある子供を持つ親が直接述べたのであろうというふうに感じられる意見が8件ございまして。この8件の分析等を進めまして、できましたら何らかの協議会を設けて、その保護者の方が来て実態のニーズをつかむのが第1段階とはございまして、設置につきまして、重度か軽度か障害のぐあいにもより、一概には申せませんが、仮に利用定員を10人とすると、障害者福祉サービス経験者，指導員を1名と保育士または児童指導員が1名，そして障害児童，障害者の直接支援の3年以上経験者が児童発達支援管理責任者として各事業所に1人必要となります。

具体的な人件費等は算定できませんが、自立支援給付費が運営費として支給対象になって、それが効率的，継続的な事業所運営のためには1人当たりの年間延べ利用が150日程度が10人必要で、その10人が確実に150日利用するためには、おおむね20人から30人の利用登録を要すると聞いております。

開設事業予算は、古民家を改装して、預かるだけの運営でございましたら、特に義務づけられている備品設備もなく、改修費用は2ないし300万円程度と見込んでおります。状態のよい既存施設の一室を使えば、その賃貸料のみで可能な場合もございまして。

また、施設によりまして、保育内容等では屋外遊具や室内遊具の空間を設備として隣接している事業所もございまして、保護者の要望や保育方針によって相応の設備費が必要となります。参考までに、最近県南に新設された事業所は、土地代を除く建設費だけで3,000万円ほどかかったそうです。というふうに、さまざまな課題をクリアしていく必要がございまして、今何年度設置というお答えは申し上げられません。

以上です。

○議長（国清一治君） 3番議員。

○3番（美馬友子君） 見込み数とニーズ数は違うという考えでこれから面談を始める、そしてまた厳しい基準があるので、まだまだことしや来年設置できるやいうことではないというお考えです。

子供のケアの基本は、親のサポートだと思っています。親のケアが必要だと思っています。毎日頑張っているお母さんたちへ、温かい親の気持ちに寄り添った施設、そんな施設をつくってほしいと私たちは願っています。私たちは、今勝浦町に1つ福祉施設がありますが、その1室で高齢者と共存、そして訓練もできるのではないかと考えています。それはなぜかという、この結果のように、何を望むかという問いにこう答えております。成長を豊かにするため、自立した日常生活を送るために必要な訓練を受けさせるため、言葉やコミュニケーションの力をつけられるようにするため、社会生活に必要な力をつけさせるためなど、訓練を希望していることがわかりましたので、訓練の環境などを考えると一番適切な施設ではないかと思っておりますが、無理とお考えでしょうか。そのほかにも縛りがあるのでしょうか。

○議長（国清一治君） 大西課長。

○福祉課長（大西博己君） 高齢施設での設置、ご質問でございますが、町の中央にある福祉施設、社会福祉法人には地域貢献というのが義務づけられておりますので、制度上は地域での障害福祉活動も不可能ではありません。制度窓口である徳島県障がい福祉課等の認可申請のやりとりはしておりますが、高齢施設の管理人体制では基準を満たさないということございまして、そのあたりがネックになるかと思えます。

先ほどの件でございますが、その事業の実施をいたずらにおくらせてるわけではございません。設置基準が、認可が困難であっても、場合によっては短期間でクリアできる場合もございますし、時間がかかる場合もございます。それが今一概に具体的にいつということが申し上げられないと申し上げたまででございます。

以上です。

○議長（国清一治君） 3番議員。

○3番（美馬友子君） 福祉施設では、制度上ではオーケーですが、まだ基準が満た

せていないということがわかりましたけど、この間知事が来て、子育てパパ・ママ  
“知事とわいわい”での質問の中に言語訓練の話が出ました。発達や言語の訓練に行  
きたいんですが、仕事があつてなかなか訓練に連れていけないので、勝浦町に訓練士  
さんを週に1回でも呼べないかという質問に、知事は、早い段階から早く発見して早  
期対応すると普通と何ら変わらない、連れていくのが大変だということであれば県で  
協力ができるので、役場に相談に行けば町長から知事に協力依頼があるのでという答  
弁をいただきました。ぜひこの件は県に協力依頼を求めて、言語訓練士さんが勝浦町  
に週に1回でも来れるようなシステムをつくってほしいと思います。そのことは町長  
にお願いしたら可能ですか。

○議長（国清一治君） 中田町長。

○町長（中田丑五郎君） 皆さんおはようございます。

議員のご質問にご答弁を申し上げます。

発達障害の関係でなしに、“知事とわいわい”トークの答弁ということでもよろしい  
でしょうか。

知事からの話も記録として残っております。知事から直接そういうお話がございま  
したら、私のほうも聞きましたら知事のほうにお伝えして、早く実現できるように、  
議員の要請に十分応えられるように取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（国清一治君） 3番議員。

○3番（美馬友子君） 本当に早いうちから取り組んでほしいと思います。

私は、町の財政力の弱い強い子育てや教育に格差が生まれてはならないと考えて  
います。環境を整えてほしいだけです。

町長にお聞きします。

放課後デイサービスは、地域の中で子供を安心して預けられる場所が欲しいという  
保護者の声から始まったサービスです。なのに、これだけのニーズがあり、困ってい  
ると訴えていますが、町にはそのサービスがありません。子供たちや親の居場所をつ  
くってください。不安な気持ちを抱えた親ごと受け入れてくれる場所をつくってくだ  
さい。以前も実現に向けて対応を検討したいと答弁をもらっています。施設の見学を  
されたと聞いております。開所に向けての考えをお聞きします。

○議長（国清一治君） 中田町長。

○町長（中田丑五郎君） 先ほど来、障害児童の放課後デイサービスのことについてご質問いただきまして、課長のほうから答弁もさせていただいたところでございます。

町内への開設というようなことで2年ほど前から、議会の議員からのご質問もいただいております。そんなことで、検討なり充分、調査もさせていただきたいというようなことでございます。

今回のことにつきましては、直接保護者の方とも面談をいたしまして、実情なりを十分お話も伺ったところでございます。そうした結果だけでなしに、きょうございますようにニーズ調査というような現実の数字で示す、また声を、要望なり意見なりを伺ってもおります。48件というような要望、意見でございます。福祉、特に子育て環境につきましては、基本的には保護者の方々の負担を軽減すると、そして全ての子供たちが、保護者も当然でございますけれども、住みよい町勝浦、人口が少なくても、非常に子育てするなら勝浦町と言われるようなまちづくりにしていきたいというふうなことでさまざまな、県下でも、私は自負しております。決してほかの自治体におくれているようなことはないというようなことでございますので、そうした中で障害者の児童の施設がないと、現在もなく、保護者の方の負担が大きいというようなことでございます。この点につきましても、私も現実に福祉法人がされているとこと、個人といいますか、会社経営でされてる2カ所の施設を訪問をさせていただきまして、違った施設でございます。いろんな担当なり経営者の方にお話を伺っておりますと、入所者の人数確保が一番大きなことだと、これさえきちっと解決できれば、あと管理者の人選も大事なことでございますけれども、もうこの2点が特に大事なことだというようなことでございます。古民家を利用するのやり方もできるし、一方の方は古い家を買って、改築して経営をしているというようなことで、預かりだけだったらそんな大きな経費は要らないと、先ほど担当課長からも答弁されてましたように、そんな答えでございます。

このことにつきましては、設置することにつきましては手をつなぐ育成会の方々の協議、また第5次の障害者福祉計画策定委員会が開設をされますので、その中でも議論をしながら、町といたしましてもいろいろな課題はございますけれども、クリア

しながら前向きに取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（国清一治君） 3 番議員。

○3 番（美馬友子君） 障害のある人もない人も暮らしやすい町にすべきと町長も思っていると思います。今後も手をつなぐ育成会と協議を進めると言ってもらいました。子育ては勝浦町でとPRしていくためにも、どうか保護者の負担軽減、ぜひ進めてほしいと思っています。

最後に、地域で生きていくためには周りの住民に知ってもらうことがとても大事ではないでしょうか。障害や発達障害を知る努力をするべきと考えています。

教育長にお伺いします。

障害者や子供たちが住みなれた地域で安心して暮らしていくためには、地域の方に障害の特性をまず知ってもらうことが重要と思います。勝浦町にはそのような場がなかったのが現状です。昨年も要望しましたが、実現できておりません。生涯社会教育でも人権でも男女共同参画でもよいので、子供たちが社会で生活しやすいように学べる機会をつくっていただけませんか。悩んでいるお母さんはとても多いと思います。そして、それ以上に生きにくさ、過ごしにくさを感じている子供たちもいます。困った子ではないのです。困っている子供を支援してください。一人でも悩むママと子供たちが減ってほしいと願うばかりです。どうか私たち地域住民が学ぶ機会をつくってほしいと思っています。

○議長（国清一治君） 椎野教育長。

○教育長（椎野和幸君） 改めまして、おはようございます。

今美馬議員のほうからご提案を頂戴をいたしました。

少し現実のお話をさせていただきますと、学校では国語であったり算数、数学であったり理科、社会といった教科を通じまして、生きる力というのを教育をしております。また、特別な支援が必要なお子さんに向けての教室においては、自立支援というのを大きな目標の一つに掲げまして、しっかりと教育を進めているところでございます。社会の中で、地域の中でというご提案でございました。それを個々人で捉えますと、プライバシーの保護というのを強く意識されるご家庭、保護者の方もおいでようかというふうに思います。そういった意味で、住民全体を指しながら、全体の働きか

けの中で人権教育なり何なりを通じまして、勝浦町民の皆様方にしっかりと意識をしていただけるような社会教育という機会をぜひ設けてまいりたいと思いますので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（国清一治君） 3番議員。

○3番（美馬友子君） 地域の方に理解していただくため、そして災害時にも困らないために、その障害の特性を学ぶことは大切なことです。少しでも理解して対応できると、本人も周囲のみんなも助かります。障害を持った子供たちを、災害時要配慮者と認識していますか。災害時に特性を理解してもらえていないと、迷惑をかけてはいけないという思いで避難所生活ができないと言われております。災害時の支援も届かなくなります。その知ってほしい特性は、先ほど福祉課長も言うておりましたが、親の愛情不足やしつけではない、様子見ていたら落ちつくものでもないということを理解してください。早くから療養が大事なことを、住民とともに学べる機会をつくってほしい。子育てを応援してください。まだまだ偏見や間違った解釈が多いのが事実です。相談者は身近な友達や家族が多いのですから、少しでも役に立つ情報がなければ相談に乗ることもできません。事業主体は町にあるわけですので、ぜひ開催してください。次年度開催できるのでしょうか。

○議長（国清一治君） 椎野教育長。

○教育長（椎野和幸君） 先ほどご答弁させていただいたとおりですので、平成29年度の人権啓発の取り組みの中で、ぜひそういう機会は設けたいというふうに思っております。ところでございます。

以上です。

○議長（国清一治君） 3番議員。

○3番（美馬友子君） 済みません、聞き逃しとったようです、失礼しました。

私たち、放課後デイがゴールではありません。私たち諦めません。福祉でなく、教育委員会が主導でこの支援を行っている自治体もあります。アンケートを行ったことで、きっと理解してくれた仲間がふえたと思います。学校や保育の現場で、もっと開かれた話ができるようになることを望みます。そして、メディアや国が取り上げて国民の認知度を上げてほしいと思っています。たとえ健常で生まれてきても、他人事で

はないときっと皆さんも思ってくれるはずと思っています。

それでは、次の質問に変えます。

福祉課長に聞きますが、子育て世代包括支援事業とはどのような事業のことなのでしょう。

○議長（国清一治君） 大西課長。

○福祉課長（大西博己君） 国の目指す地方創生事業の一つでございます。婚姻、妊娠、出産、子育て、保育、医療等をワンストップで対応する窓口を設置する事業でございます。保育士、保健師等の有資格者を配置して、相談業務を一括して遂行するものでございます。本県では鳴門市が市役所の中に同センターを設置しておると聞いております。国の方針としましては、平成31年度までに全国で300カ所程度の設置を目指しているとも聞いております。

以上です。

○議長（国清一治君） 3番議員。

○3番（美馬友子君） 勝浦町総合計画後期基本計画の中のかつうら創生総合戦略の目標に、平成31年度までに子育て世代包括支援センター（仮称）の設置とあります。同じ事業のことですか。

○議長（国清一治君） 大西課長。

○福祉課長（大西博己君） センターの名称等は同じでございますが、その事業の定義というものが、育児支援のワンストップ化というのであれば現在の福祉課でも実施しており、さらに手続に必要な住民情報、所得課税情報を得るため、住民課や税務課等隣接しておりますので、今のところワンストップ化であれば充実するというふうに言えます。ただ、全く不必要というわけではありません。同センターのよい点は、今後の改善課題に取り組んでいきます。

ただ、その計画でございます（仮称）子育て世代包括支援センターの設置が31年度というのは、現在建設しておる子育て交流支援センター、あれがそのまま世代センターになるか、そこまで改良というか、変更させるかどうかを31年度までに決めるというふうには協議会で聞いております。

以上です。

○議長（国清一治君） 3番議員。

○3番（美馬友子君） 行政保健師は住みなれた地域で安心して出産，育児ができる母子保健体制，周産期医療体制の構築を推進すると国は言っておりますが，先ほど課長も言われてますが，徳島県は鳴門市のみ，勝浦町はできておりません。産前産後サポート事業や産後ケアは今後行われるのでしょうか。また，この事業の課題とか取り組みはどのようなもののでしょうか。

○議長（国清一治君） 大西課長。

○福祉課長（大西博己君） 産前産後サポート事業，産後ケア，そういう名前の事業は予算化はしておりません。産前には妊婦一般健診というのがございまして，産後には新生児訪問という赤ちゃん対象の事業がございます。当然新生児でございましたら，その母親のケア，育児相談にも応じております。

今後の課題としましては，その母子保健体制をいかにニーズに応じたように改良を拡大していくかでございますけども，今現在私どもで掌握しているニーズにしましては，今のところ今以上のものを母子保健衛生部門で求めるという声は極めて少ないと認識しております。

以上です。

○議長（国清一治君） 3番議員。

○3番（美馬友子君） 計画に上げておりますが，ニーズは少ないということですか。このことができたきっかけは，出産の年齢が延びている，今までは若い時期というか，ほの時代に産んでたんですが，妊娠の前に病気になるとか疾患を持つとかというてなかなか妊娠にたどり着けない，そしてまた産前産後鬱という疾患も出てきました。その支援をするためにこういうことが大事っていうことになって，この支援策を国は掲げて保健師を1名配置させるという支援策なんですけど，まだ勝浦町は必要がないというかニーズが少ないということですが，私は今後この事業はとても必要なサポートとなる事業と思っておりますので，いろいろと取り組みを考えてほしいと思います。

次に，病院に期待することを2つ聞きます。

1つ目は，地域包括ケアの拠点としての役割をとということで，新しい病院に廊下続きでワンストップの福祉の相談窓口や健康づくりや健診ができる施設の併設を住民の皆さんは望んでいます。地域包括ケアシステムは，療養する高齢者だけでなく，子供

を産み育て、子供たち、障害のある人などを含む全ての人々の生活を地域で支えるものであると言われております。私たち住民自身が健康を維持して、いつまでも元気に暮らせる地域、垣根を超えた切れ目のない医療、福祉サービスの提供を期待しております。健康相談が可能な窓口やステーションを設けて、さまざまな職種に地域住民が相談できるような仕組みが必要と考えます。健診も健康づくりもしてほしいと住民の皆さんからたくさん意見を伺っております。地方創生推進室長は、このことをどうお考えでしょうか。

○議長（国清一治君） 笠木地方創生室長。

○地方創生推進室長（笠木義弘君） 3番議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

まず、この3月1日に勝浦病院改築の基本構想案を公開させていただいております。その中で、新勝浦病院につきましては地域包括ケアシステムの構築に寄与するため、その中核施設の一つとして整備するというふうに書かせていただいております。勝浦病院の改築につきましては、勝浦町におきます地域包括ケアを考える中で、その医療に関する中核施設として、今ある地域包括支援センターとできるだけスムーズな連携ができるように整備する必要があると考えております。そういう中で、当然改築に向けて今後計画を進めていくということがございますので、あらゆる面で考える必要はあるのかなというふうに考えております。ただ、当然予算もあります。できる範囲は限られてくると思いますが、できる範囲内におきましてできるだけのことをするという計画になるのかなと考えております。

以上でございます。

○議長（国清一治君） 3番議員。

○3番（美馬友子君） あらゆる面で、今後もいろいろ考えてくださるということで期待しております。

地域で医療と福祉の新たな連携の仕組みが急がれております。福祉課長はどう考えていますか。私は専門職の間の壁を打破するためにも、適切な情報共有が必要と考えます。同じときに同じ情報を持つということが大事と考えております。住民が相談に来たときに、他職種がかかわることができるように、誰もが顔が見える位置で同じフロアで仕事をしてほしいということです。勝浦病院を中心に、福祉課、社協、地域包

括センター、民生委員、子育て支援、国保、介護保険、障害福祉など、もっともっとたくさんな福祉事業をしていると思いますが、その一同の組織を一体化できませんでしょうか。ケア会議は重要な位置づけだと思っています。ドクターが時間的に役場まで出向いて会議をするということは大変無理があります。しかし、病院が廊下でつながっていれば、会議の参加も可能となり、さらに効果的な会議ができやすくなると思います。福祉課長の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（国清一治君） 大西課長。

○福祉課長（大西博己君） この地域包括ケアシステム、かなり広範囲の構想でございまして、平成37年をめどに高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住みなれた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けることができるよう、地域の包括的な支援サービスの提供体制の構築を推進するものというふうに定義づけられています。

福祉課所管では、先ほど議員もおっしゃられたとおり、特別養護老人ホーム、福祉施設やその附帯施設、ケアマネジャーを中心とする地域包括支援センター、老人クラブやボランティア協議会、社会福祉協議会、そして自治体の保健師と、重要な役割と認識しております。今現在は、そのグループグループというか、各点の事業でそれなりの効果は発揮できております。今後はこのシステムで、この点と点でしている事業を線で結ぶというのが今後必要になってくるかと思いますが、その第一歩として28年度からケア会議を定期開催しまして、特に点と点を線で結ぶというその協議はスタートさせております。

以上です。

○議長（国清一治君） 3番議員。

○3番（美馬友子君） 点の事業を線で結ぶシステムの第一歩が、ケア会議で顔の見える関係で会議を行っているということですか。

それでは、副町長にお聞きします。

国は2025年に、徳島県は2020年に地域包括ケアシステムの構築を急がれております。県で地方を見ていたと思いますが、今回は実際に田舎のこの地域で住んでみて抱える問題を理解できたと思いますが、小さな町でいろんな取り組みがされていますが、それは点でしかありません。連携するために、顔が見える、声が聞こえる、そん

な関係が必要ではないかと考えます。副町長がつなげてください。知事は2020年に仕  
上げたいと言っております。あと3年しかありません。病院を改築する機会に、この  
一体化の同時進行は無理と考えますか。国や県の考え方を含め、お答えください。

○議長（国清一治君） 副町長，了解もろうてん。

○3番（美馬友子君） はい，済みません。

○議長（国清一治君） もうないね。

藪下副町長。

○副町長（藪下武史君） 今美馬議員さんのほうから，地域包括ケアを含めた全体的  
なご質問いただきました。

地域包括ケアシステムにつきましては，先ほど福祉課長からも概要についてはお答  
えございましたので割愛させていただきますけれども，今国のほうでもニッポン一億  
総活躍プラン，政府で求めましたまち・ひと・しごと創生基本方針がございます。こ  
れに基づきまして，そういったプランも求めております。その中でも，こういった地  
域包括ケアシステムを含む全体的な施策と，これの推進を求めているところでござい  
ます。

こういった中で，県のほうも昨年の10月に県版の地域医療構想を策定させていただ  
いたところでございます。将来あるべき医療提供体制を実現するための施策といたし  
まして，3点ほどの柱を設けております。病床機能の分化，連携，それから在宅医療  
の充実，それから医療従事者の確保，養成と，こういったものが掲げられておりまし  
て，同時におきまして地域包括ケアシステムの構築，これによりまして医療と介護の  
連携，また地域で患者を支える体制づくり，こういったものを進めて，ひいては県民  
の安全・安心を確保すると，こういった構想でございます。

最終的には，行き場のない患者を生み出さずに全ての患者の状態に適応した医療，  
介護サービスが提供されること，目指すということでございます。この医療分野にお  
けます課題などを踏まえた上での構想でございます。と同時に，今議員からございま  
した，そういった医療も含めた介護福祉，そういった窓口を一本化するという話がご  
ざいました。現状におきまして，福祉課が当面町の中での窓口としまして，いろん  
な場面での総合的な窓口を果たさせていただいております。

勝浦病院ということでございますと，理想としては非常に有効な手段ではあると思

いますが、いろいろ制約もございます。こういった中で、今即座にやりますというふうなことはなかなか申し上げにくいということをご理解いただけると思うんですが、病院云々にかかわらず、こういった窓口を総合的にワンストップ、ないしは総合的に支援できるような体制を築くということが必要な内容でございますので、こういったものにつきましては今の現状も踏まえながら、至急こういった形が現状でできるかどうか、これも検討してまいりたいですし、将来的なものとして、今議員がございましたそういった勝浦病院でということでもございます。

ハード的には今申し上げましたように非常に厳しい状況はあろうかと思いますが、これも一つの案として持ちながら考えていく必要があるとは思いますが、当面としましては、現状の体制の中でこういった形が一番適当なのかということも踏まえて検討してまいりたいと思っておりますので、即座にできるできないという議論でなくて、現状でどうしていくか、将来的にどうしていくか、非常に大きい構想が必要だと思いますので、こういった点を議員の皆様方、それから住民の方々とも非常に相談しながら、協議を進めながら町としても考えていくことが必要でないかと、以上のように思っております。

以上でございます。

○議長（国清一治君） 3番議員。

○3番（美馬友子君） 施策としては3本の柱がある、その2つとしては、在宅強化、そして医療従事者の確保ということがこれから求められるっていうことですが、私は今がチャンスだと思っております。国は年齢や障害の有無にかかわらず、全ての人が自分らしく、それぞれに役割を持ちながら社会参加ができる地域共生社会の実現を目指しています。

このシートは、地域共生社会の国の施策の中のシートの一部でございます。情報の共有とか連携とかよく使われておりますが、本当は記録の回覧だけに終わっているのではないのでしょうか。相談の力量、チーム力、共同、得意分野を発揮できるように、専門職が集まって効果的な関係づくり、ルールづくりを行うことができることで、このさまざまな点が線や面としての事業展開ができるようになると思いませんか。我が町勝浦町では、すばらしい活動を住民の方たちが支えております。勝浦がモデルとして一体化、相談の一本化をしてほしいと強く願っております。そのことは、今後の取

り組みにもいろいろと考えてほしい、一つの提案として考えてほしいと思っております。

それでは、町長にお聞きします。

相談に行こうかどうか迷っている、どこの課に相談に行けばよいのかわからん、そんな声をよく聞きます。健康、医療、福祉の相談窓口、生まれたときから身近なところで相談できる体制づくりをするべきです。住民が困ったとき、どこに相談に行けばいいのかではなく、相談のたらい回しではなく、地域で身近に相談を聞いてくれる場所はここ1カ所で済む、ここと決める。今後さらに高齢化や人口減少が進む我が町では、この相談窓口を一本化する、福祉関係や地域のさまざまな人たちをひっつけるということが地域住民の課題を解決しやすくなる、専門分野や制度を超えたつながりが、そのことが一番重要なことではないでしょうか。これから町の20年、30年後、どんな町にしたいのか、町長のトップの考え次第だと思います。町長の考えをお聞きします。

○議長（国清一治君） 中田町長。

○町長（中田丑五郎君） お答えをいたします。

よく私も会議等で、住みなれた町で楽しく元気に過ごしていただくと、高齢者の方に特に申し上げておるところでもございます。方針としてはそういう気持ちもございまずし、また先ほど来申し上げておりますように、子育て中の保護者の皆様方の負担軽減によって、勝浦町のよさを十分発揮しながら勝浦で住んでいただきたいというような行政も行っておるところでもございます。

先ほど来、施設の関係、勝浦病院改築というような大きな事業を現在進行させております。そうした中でのご提案、いろいろいただいております。そうしたことを十分考慮しながら、町民の皆様方が本当に住んでよかったと思えるようなまちづくりに、私も一生懸命取り組んでまいる所存でございます。なお一層のご意見、ご提言をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（国清一治君） 3番議員。

○3番（美馬友子君） 私も20年たったら80が来ます。本当にこんな総合的な相談施設ができれば、大人も子供も誰もが立ち寄れる身近な場所となってくれると思いま

す。医療と福祉と住民を結ぶことでお互いさまの風土が高まって、福祉でまちづくりができると思っています。4,000人ぐらいの人口の中で、ぜひまちづくりの補助策を見つけて住民が望む提案ができるように、今後も取り組んでほしいと考えております。

次に、病院の地元ですが、地元の説明に来てくれるのかということです。協力体制はできつつあります。早く説明して、関係者や周辺の方たちに十分に納得してもらい、協力依頼をするべきではないでしょうか。アクセス道も期待していると言っています。今各地区で総会をしている時期ですが、室長が説明やパブコメの意見を求めています。今各地区で総会をしている時期ですが、室長が説明やパブコメの意見を求めています。建設予定地の地元には、町長からも協力依頼すべきではないでしょうか。町長が言わないと、住民はほんまに病院ができるんでってこの間も言われました。病院に対する町長の考えを住民に伝えてほしいと思っています。町長、どうですか。

○議長（国清一治君） 中田町長。

○町長（中田丑五郎君） 地元の説明をというようなことでございます。

基本交渉では予定ということで雇用もさせていただいておりますし、検討委員会の中でも場所については予定地ということで決まっております。

今後造成計画を作成するに当たりまして測量等の必要もありますので、当然現地のほうに入って行くというようなこととなりますと、地権者や周辺関係者の説明も当然必要となつてまいります。また、造成計画を策定する段階におきまして、地元の区長さん初め議員さん、関係者の方々には十分説明をしまして、工事がスムーズに進行できますように協力依頼もしていきたいと、そのときになればかなり具体的な話もできていくんでないかというふうに考えておりますので、そういうふうにご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（国清一治君） 3番議員。

○3番（美馬友子君） 今後具体的な話になっていくということですが、スピード感と熱い思いをぜひ町民に伝えてほしいと思っています。

最後の質問です。

病院の質を問われる時代です。看護で選ばれる病院になれるように期待しておりますが、今の現状の医療、看護を知った看護者から学ぶべきと考えます。教育師長を看

護部に招いてはどうでしょうかというところで、まずは病院事務局長にお聞きします。自己研修助成制度の利用状況や研修参加の回数及び内容と、どのような伝達発表されているのかお聞かせください。

○議長（国清一治君） 山田病院事務局長。

○勝浦病院事務局長（山田 徹君） 自己研修制度の利用状況というふうなことでご質問をいただいたと思います。

自己研修制度につきましては、本年度の途中からの導入というふうにはなっておりません。研修の利用者は、現在2件程度でございます。

あと、研修といたしましてですが、院内研修、院外研修及び看護師自治会の研修等々行っております。院内研修につきましては、大体年間9回程度行っております。内容につきましては、28年度で申し上げますと、糖尿病治療のリスク、接遇、褥瘡対策云々でございます。

あと、院外研修といたしましては、こちらのほうも今年度から積極的に参加をしていただきたいということで、特に師長のほうにもお願いをいたしまして、28年度実績といたしましては14名程度が看護協会等の研修に参加をいたしております。

こちらのほうの主な内容にいたしましては、認知症高齢者の看護、重なりますけれども糖尿病ケア、看護必要度研修、感染管理、人材開発など多岐にわたっております。

こちらのほうの研究成果についての伝達周知等でございますけれども、こちらのほうは看護師自治会を大体2カ月に1回程度行っているというふうに聞いておりますけれども、この中で伝達周知等を行っているというふうに聞いております。

また、これらの看護師だけではございませんけれども、全ての部門が毎年3月には院内発表会というふうなものを開催いたしまして、各部門の研究発表、意見交換等を行いまして、全体の業務の取り組み状況、今後の取り組み方についての意思疎通を図っているようなところでございます。

以上でございます。

○議長（国清一治君） 3番議員。

○3番（美馬友子君） 自己研修助成制度は、今年度途中からだったんで2件ということですが、院外研修にも行ったり自治会の中で伝達発表もされているということでは

すが、病院の理念、基本方針は掲げていますが、直接患者さんとかかわる看護師の目標や方針が、ホームページで情報を見ることはできません。次の広報の病院お知らせ欄にぜひ載せてほしいと思います。看護の強みをPRすべきだと考えております。

目標管理を行うことは、自分たちが働く方向を整えるということです。住民から何を求められているのか、そのことで何ができるのか、看護のチーム力を見せてほしいし、応援もしております。地域に出向いて行っていた町の保健室を復活して、住民のニーズも聞いてほしいと思っています。このことはきっと事務局長は答えにくいと思いますが、もし看護部とヒアリングしているのであれば、お答えできることはありますか。

○議長（国清一治君） 山田事務局長。

○勝浦病院事務局長（山田 徹君） 議員のほうからご提案のございました看護師の理念、方針等でございますが、大きな部分といたしましては、勝浦病院の方針としております安心・安全していただくっていうのは大きな部分としては一緒だと考えております。あと、看護師のPR云々につきましても、広報等を通じましてできるような努力、検討をいたしてまいりたいと思います。

あと、チームで行う医療というふうなことでございますが、看護部だけでなく医師、薬局、理学療法士等々のチームでの取り組みっていうのは非常に大事かと考えております。

看護師内での部分につきましては、私ですぐにお答えはできませんけれども、本年度地域包括ケア病床に取り組んでおります。こちらのほうにつきましては、医師、看護師、PT——理学療法士、薬局がそれぞれに取り組んで、それぞれの役割を果たしていく中で患者様を早く自宅に帰せるようなことということで、一定の成果は上げておると思います。協力のチーム医療っていうことの一つの取り組み方の成果があったのではないかと、またそれぞれの個人においても、そこらの成果についてはかなり理解は進んでいるようには思います。ただ、もっと広げて全体として患者の皆様に対応できるような体制、医師っていうのは必要かと思っておりますので、今後もそこらを努力してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（国清一治君） 3番議員。

○3番（美馬友子君） 他職種とチーム力で在宅に患者様を帰していったというお話がありました。私は看護職であるので看護の力を信じておりますが、これから病院改築に向けて、議会や特別委員会に看護師長が参加できないかということをおはらずと考えておりました。それは、住民がいかに病院に対してこんなことを望んでいるとか、今は勝浦町の住民はこういう状態であるとか、そういういろんな情報がこの議会とか特別委員会に入ってきます。看護師長が本当に伝達だけでそのことを全て把握して実践に生かすということは難しいので、こんな会にも参加できるように今後検討していただけるのでしょうかというところ、看護の力というのは病院の質を左右する大事な仕事であるので、町長にこの看護師長の件と看護部長または看護師長を招く考えはないかという、この2点をお聞きしてもよろしいでしょうか。

○議長（国清一治君） 中田町長。

○町長（中田丑五郎君） 看護師長の設置ともいうようなことも言われておりますし、またこうしたさまざまな会議に出て意見を述べる機会をとというようなことございます。

病院現場も意見もございますので、直接に私もそこまで踏み込んで聞いたことございませんので、その点につきまして院長なり現場とよく協議させてもらって、よりよい町民の皆さん方が看護を受けられて、早く退院できるようなシステムづくりができましたら一番すばらしいことだと思っておりますし、また看護師の質の向上もしていかなんたらいかなんというようにも思っておりますので、その点もあわせて、今後とも検討も十分させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（国清一治君） 3番議員。

○3番（美馬友子君） 今も現在看護師不足も続いております。看護職の定着促進が最も重要だと思っております。看護基準を15対1に下げたから入院の収益も下がっております。診療報酬の改定ごとに、それぞれの専門職が持てる力を発揮し、点数につなげていかななくてはなりません。看護も経営を考える時代が来ています。30億円の予算を使って病院を建てるわけですから、町長はもっと病院現場に足を運んでほしいと思います。それから、院長だけでなくナースたちもしっかり話をしてください。話を聞いてやってほしいと思います。その点、要望しておきます。

今回は福祉でまちづくりができると思って質問をさせていただきました。スピード感を持ってできることから初めてほしいと思います。20年、30年先に勝浦病院があってよかったと言える病院づくりに期待して、私の質問は以上で終わりますが、最後に、福祉課長の答弁を聞けるのも今議会が最後であると聞きました。健康や福祉の課題は山積みで学ぶことばかりでした。忙しい業務の合間に相談や質問を適切に指導していただいたことに心から感謝申し上げます。ありがとうございました。

以上で終わります。

○議長（国清一治君） 以上で3番議員美馬友子君の一般質問は終了しました。

議事日程の都合により、休憩といたします。

午前10時45分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（国清一治君） それでは、休憩前に引き続いて会議を開きます。

1番仙才守君の一般質問を許可いたします。

仙才守君。

○1番（仙才 守君） それでは、議長の許可を得ましたので、ただいまより1番議員仙才守の一般質問を始めたいと思います。よろしく願いいたします。

一昨日の3月19日に、坂本のおひな街道、それからおひな様の奥座敷という催しがありましたけれども、19日に無事終了いたしました。ことしは天候に大変恵まれまして、非常によい催しだったというような評価をいただいております。お客様にも喜んでいただけたのではないかというふうに思っております。ご協力をいただきました皆様に、この場をかりまして御礼を申し上げます。ありがとうございました。

それでは、質問に入りたいと思います。

○議長（国清一治君） 小休します。

午前11時01分 休憩

午前11時02分 再開

○議長（国清一治君） 再開をいたします。

小休します。

午前11時03分 休憩

午前11時04分 再開

○議長（国清一治君） 再開します。

○1番（仙才 守君） それでは、申しわけありません、質問に入りたいと思います。

まず、質問の内容ですけれども、このひな会議では、光ケーブルF T T H関連としまして、利用実態と料金改定、それから活用策についてということで質問をさせていただきます。それからもう一点は、海外交流と申しますか、国際交流の推進というテーマで簡単に質問をしたいと思います。最後に、連携事業の推進ということで、大学とか高校との連携や企業との連携ということについてお考えを聞いてみたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

それではまず、光ケーブル関連であります。

この光ケーブルにつきましては、私も1年半くらい前から質問をたびたびしてきております。それで、これは前回のみかん会議の議会だよりを出しております。インターネットをどのくらい使っているのかということを知りましたところが、まだ把握していないということでありました。それから、価格改定については、ことしの3月ごろに業者と協議予定という答弁を得ております。まずは、その結果を聞いてみたいと思っておりますが、その前に、なぜ私が料金改定を言うのか、その理由を先に説明をさせていただきます。

この図は、ケーブルテレビとインターネットの利用料の考え方を役場のほうから住民に説明をした書類でございます。この内容は、前回の参事の答弁と全く同じ内容でございます。このとおりに答弁はしていただいております。ただ、何でこの書類を出したかと言いますと、保守費の部分です。保守費の部分が説明されてなかったので出しております。保守費というのは、勝浦町のセンター施設から上位施設、いわゆるプロバイダーと呼ばれてますけれども、それまでの回線料、それからテレビ局への回線料が含まれてますよという内容になっております。それから、I P電話においては基本料金は取っておりませんと、こういう内容が書かれておりますので、それを知っていただくためにこの書類を出しております。

それでは、勝浦町のテレビ、インターネットの接続図でございます。

これは、この前の議会だよりに出した図でございます。この中で、先ほど言いました保守料というのは、センター装置からこのインターネットの接続業者までの部分、

それからセンター装置からテレビ局までの回線と、それからそれにかかわる装置の保守料ということで500円が値づけされておるということでございます。税抜きです。

それで、インターネットのほうは、インターネット接続業者ということで前回は表示しておりましたが、一般的にはインターネットサービスプロバイダーというふうに呼ばれておまして、いわゆるプロバイダー料金というのをここで出されておるわけです。このインターネットを使ってない人は、このプロバイダー料金というのは不要んじゃないかということをおは主張してきたわけです。

それで、この料金を取らないと事業者が困るんじゃないかというようなこともご心配されてるんじゃないかと思うんですが、それはそういう心配要りませんよということをお説明をしてみたいと思います。

このテレビのほうは、こちらのご家庭が、極端な話1個の場合でも、それからここにあるように2,000個の場合でも、コストとしては同じものがかかります。全ての局の信号がこの線を通っていくわけです。ここでアンプされてみんなの家庭へ行くわけですから、この保守料、この固定費というのは1人でも2,000人でもほぼ同じです。だから、契約者が減るとちょっと経営に困ってくるということなんです。ところが、インターネットのほうは1人減っても、このプロバイダー料を減らせば、ここは普通は1人ずつの契約になりますから、半分になっても別に構わないわけです。あるいは、この線の太さも、人数がふえればこのトラフィックを見ながらだんだんとふやしていけばいいという構造になってます。この線代は500円で、そのまま据え置きでもいいんじゃないかとおは思ひまして、ここには値引きしてほしいとかするべきだとかということをおは言っておりませんが、この部分は、この契約をしておりますIRUの相手方がインターネットサービスプロバイダーに支払う料金、これは半分になれば、2,000人が1,000人になれば1,000人分だけ払えばいいわけですから、そのインターネット要らないという家庭の数に応じて支払えばいいだろうということをおは言いたいわけです。

わかりにくいですか、大丈夫ですか。

それから、ついでにIP電話について言いますと、この家庭からこの家庭へ電話をする場合は、こう上がって行ってここまで行って帰るわけです。自分が払った回線を通していきますから、基本料金は無料ということになってます。外にかける場合はこ

うかけて、ここからIP電話も通って固定電話も通って通話になりますので、この外のほうの部分で料金がかかってきますという料金構造になっております。

私が言ってるのは、インターネットを使ってないご家庭は、せめてこのインターネットのプロバイダー料、これを免除してあげたらどうですかということ言ってるわけです。それは、IRUの業者がこのプロバイダーに払う料金を下げればいいだけの話だと、別にIRUの業者が懐がそんなに痛むわけではない、こういうふうに言ってるわけです。

小休しましょうか。大丈夫ですか。

言ってる意味わかりますか。

だったらいいです。質問者が質問受けるっていうのも妙な感じがして。

なら、これよろしいですか。

ほんなら、次行きます。

これは業者側が出してきた図面で、さっきの図面とほぼ同じです。

いよいよ私の主張なんですが、契約の有効性と書いてありますけれども、有効なことは間違いありません。これは有効でなかったら大変ですから。ただ、指摘しておきたい事項があります。私が考えてる懸念材料といいますか、そういう点を言っておきますが、1番は、FTTH以外にテレビを見ようとしたら、FTTHの契約をする、加入をする以外に選択の余地がない、そういう状態での契約だったと。嫌だったらやめてくれとは言いにくい点です、選択の余地がないということ。それから、ほとんどの方がこのセット料金という契約の中身を理解せずに、しないままに料金を支払っているんじゃないかという点。もう一点が、これは賦課する側の当否ですけれども、利用していないにもかかわらず、料金を長期にわたって徴収することの当否、妥当性、これをどのように説明するのか。先ほど説明したように、料金の分離が可能な価格構造ですから、セット料金というのは言よるだけの話ですから。

例えば、計算してみますと、1戸当たり一月1,000円としましょう。10年間で12万円、さらにこれから10年で24万円当たり支払うことになるわけですがけれども、利用してない家庭にしてみたら、これは何のために払うのかということになるわけです。また、今2,000戸ありますけど、仮に1,000戸利用してない家庭があるとすると、10年間で既に1.2億円の料金を払ってるわけです。支払い済みですよ、これ。さらに10年

間ということになると、トータルで2億4,000万円です、全然使ってないのに。これ何のために払ってるんですかということの理由づけ、ここは問題になるんじゃないんか。契約しとるんじゃないかという言い方は成り立つのか。ほかに余地がない、テレビ見たいという場合、ほかの方法がないわけでしょう。しかも、大体の人は契約の内容を理解してませんよね。先ほどの構造がわかって払いよった人はおらんと思います。このあたりに、私は料金を徴収し続けるということについての妥当性を問うてみたいと思ってます。後で聞きます。

次に、この図は、例えば勝浦町ではテレビとインターネットはセットになってます。だからセット料金だと、こうなってますけれども、セット料金にしていない自治体も随分あるわけです。

例えば、これは読みにくいと思いますが、高知県の東洋町です。東洋町はセット料金にしていない。どんな結果になってるかといいますと、これは、この書類は総務省に対して事後報告書といいまして、設備をしてから3年目にどういうサービス、どういう契約状況、使用状況になってますということを報告する義務があるわけです。その報告書です。全国でいっぱいこれが出てます。どんな状態かといいますと、さっきのところ拡大してありますが、大体1,500世帯ぐらいある中で、テレビはみんな見るんです。インターネットの加入状況は、東洋町の場合は1,500に対して約400弱ということですから、二十数%ぐらいしかインターネットを利用していないという、これは3年間です、平成25年から平成28年までの間です。ちょっとここは率が悪いんです。80%加入していますというところもあります。それが30%もある。ここなんかの場合は分離してるから、インターネットとテレビを、だから問題は起こらないというか、私が言ってるような懸念材料はないわけです。

それでは、質問をさせていただきます。

以上のことを踏まえまして、まず利用実態について調査をしますと、業者と話をしますということだったんですけれども、その結果はどうだったかについて報告をお願いします。

○議長（国清一治君） 野上参事。

○参事兼企画総務課長（野上武典君） 勝浦町のF T T H、この加入状況、あるいは利用状況でございますが、平成28年、昨年の変更整備が終わった時点で、加入者数、

上勝と合わせまして2,643戸の世帯が加入ということで、そのうち勝浦町が1,839戸、この時点での勝浦町の世帯数2,187戸で約84%の加入ということになっております。ただ、この世帯数、町の世帯数につきましては、例えば同一敷地内で世帯分離等しているところもあるので、もう少し減ってくるのかなということでございます。

それから、インターネットの利用状況でございますが、前の答弁と同様になるかどうかと思うんですが、業者との協議につきましては、1月に入りまして3回ほど協議を持ちました。その中で、インターネット等の利用の有無を調査することにつきましては、業者にとりましては個人情報の守秘義務に当たるということで、本人の同意などが得られなければ調査が難しいというふうな回答でございました。

以上でございます。

○議長（国清一治君） 1番議員。

○1番（仙才 守君） そういう答えは、ほぼみかん会議と3回協議をしたっていうことを除けば同じなんですけれども、あのときも私言ったと思うんですが、このごろは使っているか使っていないかということ以上に、どれだけ使ってますということ、それに応じて課金をしている時代です。あなたは毎月1,000円分使いましたとか、あなたは5ギガで契約してたら、既に5ギガになったからそれ以上は使えませんというか、スピードが遅くなりますとか、こういうことをやってるわけでしょう。そういう人たちの守秘義務はどうなるんですか、それやったら。一つ一つチェックしてるわけです。どれだけの量を使ってるかっていうことを調査までしてるのに、一方では。1かゼロですよ。使ってるか使っていないかを調査することさえできないというのが、業者との話に私も参加してないんでわからないんですけれども、はっきり言うて信じがたいと思うんですけれども、いかがですか。

○議長（国清一治君） 野上参事。

○参事兼企画総務課長（野上武典君） 電気通信事業のガイドラインの中に、国もしくは勝浦町などの地方公共団体、またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することによって協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあるときについては、個人情報を第三者に提供しないものとする、本人の同意を得ないでということが頭について個人情報を第三者に提供しないということでガイドラインで示されているということの業者からの

回答でございました。

以上でございます。

○議長（国清一治君） 1 番議員。

○1 番（仙才 守君） 業者は調査をしないということであれば、役場のほうで調べる、サンプル調査をするとか、そういうことしかないのかなと思います。いずれにせよ、町の重要なインフラ、それがどの程度使われているかわからないという事態はかなり深刻だと思います。6 億円とか10億円とかかけてつくった施設です。それが果たしてどんだけ使うとんかわからんと、こういう話ですから、これは何らかの方法をとって調べていただきたいというふうに思います。いかがでしょうか。

○議長（国清一治君） 野上参事。

○参事兼企画総務課長（野上武典君） 調査につきましては、業者との協議の中で、加入者についてそういった利用の状況についてのアンケート等をとることは可能であるということでお聞きしております。できれば早いうちにアンケートをとるということで、利用状況がわかるのでなかろうかというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（国清一治君） 1 番議員。

○1 番（仙才 守君） アンケートをとるということで、よろしく願いいたします。

それからもう一点、これも前回の質疑の中で出てきました内容ですけれども、補助金の関係があるということを言われました。インターネットとセットにするという条件で補助金を出しているというようなニュアンスだったと思うんです。それで、県とか国とも相談をする必要があるというふうに言われました。ここだったかと思いません。ただ、導入時の補助金の関係で、国、県とも相談する必要があると。確かにそうかもしれないというふうに思いました。それで、私は松山の総合通信局の情報通信事業課、振興課、両方ありますけど、ああいうところに問い合わせたらどうですかということで申し上げたと思うんですけれども、そこに問い合わせなくてもいいんですが、補助金というのは大体8年ぐらいだという、縛りが、という話もありますので、この点についてはいかがだったんでしょうか。

○議長（国清一治君） 野上参事。

○参事兼企画総務課長（野上武典君） これ、前回の10年余り前のときには、この事業につきましてはインターネットの利用促進を図るということでの事業でありました。それと、町の事情といたしましては、テレビがアナログからデジタル化すると、将来にはテレビが、そのときには見れなくなるというような状況もありました。これでこの2つを一緒に解決できないかというような目的で、これの事業を整備したというところがございます。国の事業促進につきましてはインターネットであったと、町民の思いにつきましてはテレビの視聴、デジタルテレビへの思いであったと、これがたまたま両方かなうということで、当時はこういったF T T H、光ケーブルを引いて、全戸にできるだけサービスを提供したいということでやっておりました。このために国の補助金をもらった事業につきましては、その補助事業から離れるというか、インターネットを見ないというようなことでは利用目的から外れるとは思いますが、議員おっしゃるように、もう1回目の事業が終わって、2回目の事業につきましては今回、昨年度更改した事業につきましては、財源としましては過疎債だけの事業で、勝浦町と上勝が単独で行ったというふうな事業になったかと思えます。このために、国等の補助金の縛りはなくなってきたのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（国清一治君） 1 番議員。

○1 番（仙才 守君） 特に国とか県の縛りはないということですね。

それでは、町長にお聞きします。

I R U契約というのが、新しく10年たって結ばれたわけですがけれども、先ほどの私が懸念をしている分ですけれども、使っていない、インターネットを利用していないにもかかわらず料金を徴収し続けることの当否、このことについて、9 番議員が最初ころからこれは指摘をしていたというふうに聞いております。私も1 年半くらい前からこれを言ってるわけですが、それが無視された形で同じような契約が結ばれました。議員としても、このI R U契約を議案が出たときに認めとるんで、なかなか我々にも責任はあると思うんですが、私自身も、これは東京のあそこみたいな話になっただけですけど、全くそういう指摘が考慮されることなく料金体系が決まったのはなぜか、決めるときに考慮はされなかったのか、その点について確認をしておきたいと思っております。

○議長（国清一治君） 中田町長。

○町長（中田丑五郎君） I R U契約のことでいろいろ聞かれておまして、この点につきましては過去にも、議員も議員になられてから非常に熱心にこの問題については質問をしていただいております、今回もセット料金のことが、非常に料金改定のことについて取り上げられております。

この点について、過去の話は既に認識していただいておりますけども、平成18年にこの光ケーブルの事業が始まりましたちょうど10年目というふうな更改の時期を迎えておまして、当時はデジタルにテレビが変わるといようなことで、それが大きく、先ほど参事からもありましたようにクローズアップされたようなことで、セット料金だというふうなことでそれで通しておりました。議員さんからもセットを外して高齢者の方が使いやすいようにというふうなご提案もいただきましたけども、やはりセット料金だというふうなことで、その点の事情につきましては、詳しくここで申し上げる、私知識の中では説得できるだけの知識は持っておりません。そんなことで、当時はI R U契約によりましてサービスの提供を受けるという、もともと町の施設でございます。それを民間の業者に解放するというふうなことで、I R U契約を結んで10年間来たというふうなところでございまして、今もセット料金でやっていきたいという考え方で私自身はおります。

以上でございます。

○議長（国清一治君） 1番議員。

○1番（仙才 守君） もう一回この図を見ていただきたいんですが、セット料金にせなならん理由、これは国も県の縛りもないわけです。それで、ここの部分は1人ずつ外していけばいいわけですから、このプロバイダーも1人分減れば1つ賦課が減るわけです。そうやってここは普通に商売しているわけですから、個人一人一人に応じてここを減らせばいいじゃないかと。この金額がおかしいのかといたら、そんなことはないんです。大体相場どおりです。プロバイダー料金だったら大体1,000円としたもんです。こういう構造がありながら、またI R Uの業者に打撃を与えるわけでもなく、我々が——我々って私と9番議員ですけれども——言っているのに考慮されることなく決まった、その理由がはっきりしないわけです。というか、説得してくれるんならいいです、理屈があるなら。そこがちょっと、ここです、全く利用していない

にもかかわらず料金を徴取し続けることの妥当性です。

例えば、コンピューターなんか全然関係ない、関係ないって言ったらいけませんけれども、縁のない老夫婦が茶の間でテレビを見てるだけのご家庭があったとする、その人にセット料金ですと言って料金を請求し続けるという行為がどういうことなのかということを知っているわけではあります。行政というのはそんなもんかいなどと、現場ってこのを見てないんじゃないかということを前回にも僕は言ったと思うんですけども、どうなんでしょうか。このままいけば、1戸当たりは20年間で24万円を全く無駄に支払うことになるわけではあります。利用率がわからんというんですけども、半分だったとして2億4,000万円です。私の目から見れば払う必要もないのに、それだけのことを、合理性に欠けるといふふうに思います。いや、合理性に欠けないんだというんなら、それなりの説得してもらえばいいんですけども、しつこいようですけども、どんな理屈で料金を徴取し続けるのか、そのことについて説明してください。

○議長（国清一治君） 中田町長。

○1番（仙才 守君） 誰でもええです。

○議長（国清一治君） 小休します。

午前11時38分 休憩

午前11時39分 再開

○議長（国清一治君） 再開します。

野上参事。

○参事兼企画総務課長（野上武典君） この事業、議員先ほど言いましたように、ケーブルテレビ、それからインターネット、それぞれに町内で初めに事業にかかるときにどういった料金になるかということで、町が説明したということであったかと思っております。この料金設定につきましても、全体で加入者の方が入っていただくということで、そのIRU契約で光ファイバー網を利用してこの事業を行う業者につきましても、この料金設定ができたものというふうに考えております。なぜかといいますと、他の自治体でいいますと、県内でも大体高いところではケーブルテレビだけで2,160円、それから安いところで1,300円ほどというような料金設定になっているところ、これおおむね県内の市を中心としたところではございますが、大きな市においてもこういった料金になっていると。それから、インターネットを分けて引くと、安くて

も3,000円程度は必要になってくると。これを初めに今回勝浦町が整備したときに、おおむねこれを、全体を考えると非常に低価な安い料金でサービスが提供できたんじゃないかということで考えております。

今回更改事業を行いまして、同じように料金をそのまま据え置いたということでそのことが流れてきているかと思えます。もちろん議員おっしゃるように、高齢者の方にとりまして、使わないインターネットの料金を支払っているということは非常に疑問が生じるところもあろうかと思えますが、町全体の、例えば今は町も移住者を受け入れて、若者を多く受け入れるというような施策も進めております。そういった中で、こういった情報通信の環境を若者に安く使っていただけるというところも考えまして、町としましては今回そのままのセット料金ということで、住民に理解を求めたいということで続けていくところでございます。

以上でございます。

○議長（国清一治君） 1 番議員。

○1 番（仙才 守君） 話が全然わかってないと思えます。

もう一回ここに戻らにゃいかんのですが、この部分をとっても、つまりこのご家庭がインターネットを使ってないからといって、このインターネットのここをプロバイダーが外たとしても、全体にどんな影響を与えるんですか。私はこれ分離可能で与えないと言ってるんです。さっきの説明がわかってないんじゃないかと思えます。IRUの業者は、このプロバイダーにプロバイダー料金を払ってるわけです。その賦課を外すわけですから。いや、ほれは密約か何かあってプロバイダー料金が300円ですよと、それで1,000円賦課してるんなら、それは多少の影響はあるでしょうけれども、説明をしている範囲ではこういうことになってるわけじゃないですか、テレビは1,000円、保守料は500円、インターネットは1,000円と。先ほど言いましたように、このテレビのほうは、契約者が減れば困ると思えます。1人の家庭に対しても全部のチャンネルの信号を送らないかんわけですから、それをだからこんこんと言ったつもりなんですけど、先ほどの答弁とかみ合わないような気がするんですけど、もう一回、何でここを外すと全体に影響するんでしょうか。

○議長（国清一治君） 小休します。

午前11時42分 休憩

午前11時45分 再開

○議長（国清一治君） 再開します。

野上参事。

○参事兼企画総務課長（野上武典君） 上勝町と、それと本町と、それから保守業者、それとIRU契約を結んでいる業者との三者協議なんですけど、3回行っております。この中で行っている協議等につきましては、当初にインターネットを利用していない人の把握等、それから料金等についても、以後議題に持ってくれんかというようなことで話しております。あと、独自ドメインの取得に向けた検討であるとか、電話窓口対応スタンスの統一化についてといったようなことについて協議をしまして、年に一、二回はこういった協議が今後も必要でないんじゃないかというようなことで協議がまとまっております。

利用状況につきましては先ほど申したとおりでございますが、料金改定につきまして、上勝町と同様に一緒に運営しているところでございますので、この料金につきましては当初から同料金が引き継がれていると、IRU契約におきましても、こういったことを一緒に料金として徴収するといったようなことをもとに契約を結んでいるので、すぐにはこういったことを変えることは難しいということで、今後協議も続けていくことでございますので、その中で話し合いを続けていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（国清一治君） 1番議員。

○1番（仙才 守君） 今の答弁だと、何ぼ協議をしても進展することはないような気がします。きちっとこういう構造の中で、今表示をしている接続図の料金構造がどうなってるかということ踏まえて、きちんとした話をしてほしいというふうに思います。それはよろしいですか。

○議長（国清一治君） 野上参事。

○参事兼企画総務課長（野上武典君） 協議の中でこういったことについての業者の考え方と、そういったことについても今後聞き出していきたい、ただしていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（国清一治君） 1 番議員。

○1 番（仙才 守君） よろしく願いをいたします。

多分、神山、佐那河内の構造も一緒だと思いますので、その辺もにらみながら、なかなか慎重なことを言ってる——業者です——のではないかというふうに思いますけれども、きちっとした話し合いにしてほしいんです。それはこの懸念です、私は。もう住民は加入するしかないんです、テレビを見ようと思ったら。だから、抱き合わせ販売みたいな形になるわけです、どうしても。そこを理解しないといけないと思います。そして、ほとんどの人は契約の内容を多分理解してないんです。何でそんなお金が取られてるか、だから不満が出ないんだと思うんです。ただ、集積してみると非常に大きな金額になるということなんです。消費者金融なんかでも、契約はしてるんだけど、本当にそれは払うべきものだったのかということが問い直されて、後で差額戻ってきてるじゃないですか。そういうことにならんですか、これは。私そういう心配をします。

それでは、次の質問に入りたいと思います。

最後の活用策についてお聞きしたいと思います。

まず、説明のほうから入ります。

私は、料金の話をしてきましたけれども、このF T T Hにつきましては、特にインターネットの活用については、どうも活動が、普及活動とかそういうものが停滞してきていると思うんです。後退しているところも見られると思ってます。それは、セットトップボックス、楽ビジョンみたいな機械です。あるいはビデオサーバーが今回の更改によって廃止をされました。そのことが活動の幅を非常に狭めているように思うんです。

例えば、広報面でいいますと、セットトップボックスとビデオサーバーがあれば、ほかの手段もあるけれども、基本的にはここです、町民運動会とか消防の操法大会とか、いろいろ町民が見てみたいと思うものがあるじゃないですか。それをパソコンを持ってない人でもこういうものがあれば見れるわけです。ここをいとも簡単に捨ててしまったものだから、その利用価値、利用する幅っていうんですか、活用の幅を狭くしている、こういうふうに思うわけです。

さっき3番議員が発達障害とか、それから放課後デイなんかでも相談窓口がわから

なかったとか、そういうような指摘がありました。こういうところであればいいわけです。買い物バスとか臨時福祉給付金とか、いろいろ出せるじゃないですか。この辺が機能縮小になったということで、この辺は後で聞いてみたいと思います、活用策。あるいはSNSなんかも使ってる自治体もありますし、それから防災、独自ネットワークですから、自前の独自ネットワークを持ってるわけですから、公衆網に頼らないやりとりができるわけです。こういうところにも目を向けてほしいと思うわけです。何でこういうことを聞くかという、所信表明とか新年度予算案とか見ましても、活用に関する記述がありません。

もう一つは、スタンスの問題があるように思うんです。これは、勝浦町のホームページでケーブルテレビとインターネットの問い合わせについて書いてあって、これは地域情報センターに聞いてくださいって書いてあるだけなんです。住民はこれを見たら、電話でここへ聞くようになるわけです、この表現だと。

これは上勝町のホームページです。サービスについてはこうですというふうに町のほうで答えています。さらに詳しいものとか、あるいは故障とかがあったら、サービスセンター、地域情報センターへかけてくれと書いてある。こちらのほうが本当の対応だと思います。全部放り投げてしまってどうするのかと思うわけです。何も入ってこないじゃないですか、情報が。重箱の隅つつくような話で申しわけないんですけども。ここ、ほいで勝浦町のことも書いてくれますから、地域センターはこのホームページ見てくださいというふうなのが答えになってしまうわけ。よく比べて、スタンスがちょっと悪いといったらおかしい、足りないというか弱いというか、そういう感じがします。

それで、一つの活用策の提案なんですけれども、専門職員を配置、FTTHだけじゃないんです。前回私が情報関連予算について質問をしましたときに、毎年1億数千万円の予算を組んでると、全部入れてですけれども。これより有効に使うため、あるいは今の話、光ケーブルの活用を図るため、あるいは技術の進展についていくため、ここにAIって書いてますけど、先日の勝浦中学校の卒業式の祝辞で、教育長がAIの進展で今ある職業の半分ぐらいがなくなると、こういうふうに言われたわけです。役場の職員の仕事もかなりな部分がなくなるわけです、実際は。ルーチンワークがどんどんなくなりますから。そういう流れに対して、専門職員、これは外部から引っ張

ってくるっていうことではないです。今ある現在おられる職員の方を、もうちょっと養成したりして備えていけばいいと思うんですけれども、外から引っ張ってきてもいいんですけど、こういうことが必要じゃないかというふうに思っております。

それで1つは……。

これから質問に入ります。

活用策の、この制約は何かあるんでしょうか、IRUの中で我々が何か新しいことをしようとしたときに——今わからなければ結構ですけど、これ通告してなかったんで、済みません。

○議長（国清一治君） いいですか。12時が来てますので、答弁を昼からでよろしいでしょうか。

○1番（仙才 守君） はい。

○議長（国清一治君） いいですか。ほな、一旦小休してよろしいでしょうか。

○1番（仙才 守君） はい。

○議長（国清一治君） それでは、1番議員の質問の途中ですが、議事日程の都合により、休憩をいたします。

午後0時00分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（国清一治君） それでは、休憩前に引き続いて会議を開きます。

午前中に引き続いて仙才議員の一般質問を行います。

1番仙才議員。

○1番（仙才 守君） それでは、途中からではありますが、質問を再開したいと思います。

2番の設備の復活、どう表現していいかわからないんですが、町長にお尋ねします。

今後、セットトップボックスやビデオサーバー、これは去年の更改工事で廃止になったものですが、これの設備の復活について何かお考えはありますか。

○議長（国清一治君） 先ほど質問の途中で僕が切ったんで、1番の答弁からしたいということで、済みません。

野上参事。

○参事兼企画総務課長（野上武典君） この設備を利用しているの制約が何かあるかというところでございますが、特に外向けの通信の利用ですので、内部からの情報が出ていくといったものではないと思われまますので、大きな制約はないかと思われまます。

それと、設備復活、町長とは書いてあるんですが、前に使われていた楽ビジョン、これが廃止になったと、これも老朽化したということもあって、また部品等の取りかえもできていないと。また、議員おっしゃるように、これ整備した当初は、これを持ちまして保育所の給食のレシピであるとかいろいろな情報を初め流していたんですが、余り見られていないというようなこともあって、また町としても更新のほうで十分できていなかったと思われまます。こういったこともあって今回の整備からは外したと。セットトップボックス、ビデオサーバー、前の機械であれば何とかそれでいけたんでしょうが、まずこういったことについて、それぞれの各課の内部業務の中で住民に知らせたら有効であるというようなものが出てきましたら、まずその検討かなというふうを考えまます。そこで有効に活用できるようであれば、また新たなセットトップボックス、最近光ボックスとかといったものが出てきておりまして、これ4年ほど前に一遍役場でもデモンストレーションした経過もございまます。こういったものについて検討を始めるといったようなことなのかと思いまます。

以上でございまます。

○議長（国清一治君） 1番議員。

○1番（仙才 守君） 活用策についてということで私が先ほど話をさせていただいたんですが、例えば広報でいえば広報かつうらというのがありますが、それと連動させて、例えばイベント情報、町民運動会とか消防の操法大会とか、そういったものも流せば、そこに参加できない人が後で見るとか、そういうこともできるんじゃないかと。あるいは告知でいえば行政情報です、いろいろあります。ああいったものも大きなテレビの画面で見ることができるので、そういう活用もあるんじゃないかということでお尋ねをしておるんですけども、特に余りそんなもんは効用がないということでの今の回答だったんでしょうか。

○議長（国清一治君） 野上参事。

○参事兼企画総務課長（野上武典君） ただいまの回答は、まず10年ほど前にこの設備が整備されたときにやっていたことが、今のところ余り活用されなかったというこ

とでございまして、現在のことを言っているというのではございませんので、ご了解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（国清一治君） 1 番議員。

○1 番（仙才 守君） もちろん復活って書いてありますけれども、もちろん新しい機械でというつもりです。全部廃棄してしまったと聞いてますからそういうつもりだったんですけれども、言葉が足りなかったか適切な言葉でなかったのかもわかりませんが、現在のセットトップボックスっていうのは、前の楽ビジョンとは違って、前のは30万画素ぐらいでしょう、今のテレビだと200万画素ありますから6倍ぐらいの情報がばんと出てきますので、また全然違った利用方法なり、住民の受けとめ方は全然違うんじゃないかと思います。それについて、導入するお考えはないのかどうかということで聞いておりますので、再度お尋ねしてもよろしいですか。

○議長（国清一治君） 野上参事。

○参事兼企画総務課長（野上武典君） 失礼しました。

先ほど議員がお示ししていただいた町のいろんな行事につきましての、ビデオで流したものを住民が見れないかということでございますが、それまでいなかった人とか、あるいは後でというようなことで見ていただく価値はあろうかと思えます。ただ、これに係る費用もまた発生してくることになります。内部でも十分に、先ほども言いましたが、ここで流して有効に活用できるかどうかというようなことで検討しまして、必要であれば事業に取り組んでいくというようなことにしていっていいのではないかというふうに思います。

以上でございます。

○議長（国清一治君） 1 番議員。

○1 番（仙才 守君） そうしたら、ああいう装置を有効に使えるのかどうかというのは、それを使う人間が必要になってくるんじゃないかというふうに考えています。

もう2番は飛ばしまして3番のほうで、専門職員の配置ということ、これは前回の情報関係、コンピューター関係の一般質問で一度聞いてることなんですけれども、もう一度今回のF T T Hの有効活用も含めて専門職員を配置してはどうかという提案ですけれども、どういうお考えなのかお答えを願います。

○議長（国清一治君） 中田町長。

○町長（中田丑五郎君） 議員ご質問の専門職員の配置という前回の議会で質問されたというようなお話でございましたけど、これは監査関係のときの専門性の職員の云々の話ではないんですね。そういう専門的な知識を持った者が携わらなければなかなか透明性が得られないとかという話ではないんやね。まずその点だけ確認させていただいて。

当然のことながら、私にしたら非常にインターネット関係っちゅうんは特殊な才能なり技術が要るなという思いが強くしておりますので、専門職員を庁内から、そうした技能を持ってる職員を育成していくというんがベストなんでございましょうが、なかなかそういうような条件で採用するところは今のところありません。また、逆に言えば、専門知識が豊富なコンサルとかに依頼して、いろんな知恵を、またご意見を賜りながら進めていくというようなこともあろうかと思っておりますけども、現在これだというような的確な答弁といいますか回答は、今後協議をしていかなんだらいかんという思いは強くいたしておるところでもございます。

以上でございます。

○議長（国清一治君） 1 番議員。

○1 番（仙才 守君） コンサルタント雇うとかというのはいいとは思いますが、こちら側にもある程度話ができる人がいないと、コンサルタント任せっていうのは余りうまくいかない。これは私の見解ですけど、前回の F T T H の更改なんかの経緯を見ましても、全部任せてしまっっていうのはうまくいってないなというふうに思います。こちらにも提案をどう判断するかという知識が、あるいは見識が必要になると、全部判断できない者が全部任せてしまったら、どんな案が出てきても検討できないわけですから、正確に、ほれはまずいなというふうに考えてます。ある程度の方が庁舎内にも必要であって、その人がおることが相手の業者の負担も軽くします。何か言われてきちっと答えてあげたら、双方のやりとりがスムーズに行くというふうに思いますから、全部丸投げっていうのが一番いかんと思っております。

うちのこちら側の立場でやってもらっているのかどうか、その判断ができない場合には、その判断さえできないケースがあるんじゃないかと思えます。前回の更改なんかはそういうケースでなかったかと、個人的に、私の見解ですからそう思います。勝

浦町としての計画なりこうあるべきだという判断が必要になると、そう思います。それは見解の相違かもしれませんが、事例が示してるというふうに思っております。

それじゃあ、次のテーマに行きたいと思います。

これは無理やりつくったようなテーマですけれども、国際交流の推進について提案してみたいと思います。

地方再生の一環として、私は国際交流ということに着目しております。この前、徳島県のほうから地方創生ということで講演をいただきました。勝名地区の議員の集まりのときです。それで、私も聞いて質問をしたんですけれども、あの説明の中には国際交流とかの記述は非常に少なかった、インバウンドの取り込みとかそういうようなことはありましたけれども、少ないですねという指摘を僕は手を挙げてさせてもらったんですけれども。また、勝浦町においてもかつうら創生総合戦略であるとか勝浦町の総合基本計画、それから勝浦町の人口ビジョンであるとか所信表明とか、そういうものを読ませてもらったんですけれども、国際交流というような観点からの記述は非常に少ない。リオのひな人形とか、そういうところはありませんけれども。

私が思うには、今人口減とか何か言ってるのは勝浦町民だけではないんですが、全体的に活力が落ちてきとるような気がします。昔みたいに人間がたくさんいたときは、わあわあ言いながら仕事をしてましたんで、日本人も企業戦士というようなことで海外へどんどんどんどん出ていったわけなんですけれども、今は引っ込み思案になってまして、ちょっと東南アジアの人たちとかに比べると力が落ちてきてます。だから、そこに書いたんですけれども、外国人から活力をもらって町民のパワーアップを図るとか、あるいは将来的には季節労働力などを期待していったらどうだろうか、これは大分将来の話です。そういうふうに考えてこれを書きました。

アメリカはずっと非常にアクティブな国なんですけれども、どんどんどんどん移民が来て活力を維持しているわけです。トランプさんみたいに移民を制限したりすると、あの国は活力が落ちていくのではないかなと思ってます。大きな話し過ぎて申しわけないんですけれども、それでこういうことを考えたんですが。

その前に、この前勝名地区の今後の人口ということで、勝名地区町村人口状況という表がデータの中にありまして、それを見ますと、勝浦町は29年1月1日現在で

5,200名ぐらいと、これ実際はホームページに出ています、もうちょっと正確な値が。推計では2060年に2,000人を切ると、それを3,500人に持っていこうというのが計画です、勝浦町の。神山町なんか見ても、大体今勝浦町に似てるんですけども1,100人に落ちると、5分の1になるっていうわけです。それを3,000人に持っていこうと、こういう人口ビジョンというのを今つくってるかと思います。

これで、私もこれはびっくりしたんですけども、この前勝浦中学校の卒業生50周年の冊子が送られてきまして、それを見てプロットしてみようかということでグラフをつくってみました。もう一つ、これが赤い線です。1回生というんですか、6番議員が1回生なんですけれども、200人を超える卒業生がいたということ——これ正確にわかりますけれども——ですが、現在では50回生で38名でした、この前の卒業式行きましたら。大分減ったなと思ってたんですけども、さらにここに徳島県の人口移動調査報告書っていうのが29年1月版で出ておまして、それを見ますと勝浦町の1回生というのは65歳なんですけれども、100人ぐらいなんです。ずっと同じ年でプロットしていくと、大体半分なんです。それは、この卒業生が半分になったんじゃないんです。外から来る人も皆入れて、在住人口が大体こういう感じなんです。ずっと半分ぐらいで来てる。あるところがちょっと特異点でぼこっと上がってます。この人口は、医療専門学校の人 coming 来てるのでちょっと上がってます。その後は高校、中学校なんで、生徒数、これは卒業してませんけれども、生徒数と在住者が数字が一緒なんです、家から通ってますから。だから、この人たちも何年かたてば卒業生の半分になるというのがずっと傾向として続いております。だから、これ38人が半分になると19人ということになってこの辺になるわけです。ずっとこうなると、それを足していくと私は2,000人を切るんじゃないかというふうに思いました。これで、約60年で2,000人になってますけれども、これも危ないなと思って、これは人数をふやすのがいいのかどうかという問題はありますけれども、活力を維持するためには少し外の人たちの助けをかりないといかんのんじゃないかなというふうに思いまして、この国際交流とかということにもう少し着目していったほうがいいんじゃないかと、こういうふうに思ったので、今回の一般質問に入れてみました。

外国人との交流やなんかでは、ついこの前も、取ってつけたような説明ですけども、坂本のおひな街道で、これは外国人の方が大分来まして、一緒に和服で歩いたり

したんですけれども、こういう文化交流のようなことをやりまして、おもしろかったです。それから、お遍路さんなんかでも、ふれあいの里にはかなり来るようになりまして、これだったら一つの施策として国際交流っていうのを考えていったらどうかというふうに思っております。

そこで、質問なんですけれども、本町の文化交流とか教育分野の交流とか、それから他の外国の都市との姉妹提携など、そういうようなことについて何かお考えはあるかどうか、どういったスタンスで行くのか、あるは課題のようなものはあるのか、今後は何か進めていくような方策、なければならないでいいんですけれども、もしありましたらお聞かせ願いたいと思います。

○議長（国清一治君） 中田町長。

○町長（中田丑五郎君） 国際交流の推進についてというようなことでございます。

一番直近で話題になっておりますのが、昨年7月のブラジルリオでのオリパラのところでひな人形の展示をしたというのが、本町の文化を海外に紹介したというようなところが一番大きな出来事でないかというように思っております。町からの出席も町長がしております。非常に反響が大きかったというようなことで、今後これを2020年の東京オリンピックにどう結びつけていくかというようなことも現在いろいろと考えているところでございまして、日本スポーツ芸術協会の理事長さんとせんだって東京でお会いしまして、いろいろお話もさせていただきまして、今後の支援もお願いをしたところでもございます。

また、昨年東京でお会いしました前田さん、勝浦の出身の方、中学校で国際交流の場で活躍、そうしたことをお話しもさせていただいて、子供たちの海外への向ける目をまた新たなものにしていただいたというふうなところでもございますし、また現在トビタテ！留学JAPANということで、勝浦町内の高校生が海外にも出かけていって、当然のことながら勝浦の紹介もしていただけるというようなことで、そうした通信、便りが届くことを大いに期待をいたしているところでもございます。

そんなことを通じて、今現実に国内で行っておりますような1年に1回集まって会議を持つとか、こちらから学生を、奨学生を留学させるとかというようなことは現在行っておりませんが、これから英語の授業の教科にも力を入れておりますので、海外に行くことによってさらに国際感覚を身につけるような、すばらしい子供たちが

成長してほしいなという思いは強く持っておるところでもございます。

以上でございます。

○議長（国清一治君） 1 番議員。

○1 番（仙才 守君） 通告書にはなかったんですけども、現在勝浦町に研修性として外国の方が入ってると思うんですけども、それは何人ぐらい入ってるかわかりますか。

○議長（国清一治君） 藪下副町長。

○副町長（藪下武史君） 外国人の在留外国人の登録につきましては、各市町村、住民担当課のほうで受け付けしておりますので、そちらのほうの構えになると思いますけれども、現状として私自身も勝浦町に何人の方が登録されてるかっていう実数については手元に持ち合わせておりません。

済みません、前任のこともございますので、県下全体でありますと手元に資料も持っておりますので、そういったところで申しますと、平成27年末で、県下全域で5,012人です。その中で中国人の方が大半を占めておりまして、43%を超えるということで、恐らく全体的な各市町村においての割合とかもそういった形になろうかと思えます。最近ではベトナムとかフィリピンの方も非常に多くおいでまして、私も窓口で中で歩いておりますと、先日も、恐らくタイかベトナムの方であろう方が住民課の窓口に来られていたということは、現実問題として目にしております。そういったことで、町内におきましても一定数の方が登録されているんじゃないかというふうに推察しておるところでございます。

以上でございます。

○議長（国清一治君） 1 番議員。

○1 番（仙才 守君） 国の政策にかかわることだろうと思えますけれども、需要がかなり出てきてふえていくんじゃないかというふうに思っております。市町村については、あるいは県もですけど、全くそれに関与しないというスタンスでずっといけるのかどうか、そのあたりはウオッチしとったほうがいいんじゃないかというふうに思っています。

尻切れとんぼみたいになりましたけど、この件はこの辺で置きたいと思えます。

最後の質問です。

連携事業の推進ということで、これはもう即質問になりますけれども、私が感じる  
ところでは、本町はほかの自治体さんに比べて他の組織、外部組織、教育関係でした  
ら大学とか高校、あるいは企業、その他の団体との関連事業というのが少ないんじや  
ないかというふうに思ってます。これはそういう伝統なのかなと思いますけれども、  
今後企業との連携というとサテライトオフィスのようなものを、それから大学なんか  
でもそういうことがありますけれども、本町の基本的なスタンス、あるいは現状認  
識、それからやっていこうとするのであれば、その課題、進め方等について、何かあ  
りましたらお聞かせください。

○議長（国清一治君） 中田町長。

○町長（中田丑五郎君） 特に連携事業の推進というようなことでございまして、大  
学、高校、そして企業というようになっておりますけれども、今教育機関との連携とい  
うのがこのごろ盛んに行われておりまして、特に四国大学や徳島文理大学との連携と  
いうことが新聞等でも報道されておりますように、非常に熱心にいろんなところの町  
村とも交流連携が行われているところでもございます。そうしたことで、地方自治体  
にとりましても大学等の専門的な知識や若い学生の力を大いに期待をできることなどか  
ら、地域活性化を図る上で大きな魅力といたしますか、推進力となると考えているとこ  
でもございます。町といたしましても、以前からも東洋大学や日本大学の学生さん等  
にも来ていただきまして、特に坂本地区でのいろんな活動、また農業体験等にも手伝  
っていただいた経緯もございますし、また先ほど申し上げましたように、県内の大学  
では四国大学や文理大学との連携の実績もございます。こうしたさまざまな大学との  
交流を踏まえまして、特に四国大学とは平成29年度におきまして、包括的連携協力に  
関する協定の締結について現在検討を進めているところでもございます。こうした連  
携は双方にとってウイン・ウインの関係でありまして、本町にとりましても、今後と  
も大学や高校との連携に向けましてしっかりと取り組んでまいりたいと思っておる  
ところでもございます。

それから、あわせてよろしいですか。

企業との連携というようなことでございます。特に企業との連携って本町にござ  
います大手の企業といたしますと、雇用力のあるキンキサインというようなことでござ  
いまして、この企業につきましても、災害時の飲料水等の提供を受ける総合協定も結ん

でいるところでもございます。また、商工会には6次産業というようなことで、みかんペーストを初めとしたそうした料理メニューの開発にも積極的に取り組んでいるところでもございます。こうしたことを通じて企業の連携を図っていききたいというふうなことでもございます。特にほかの他の自治体で行っておりますサテライトオフィス、そしてまたコールセンターの誘致等につきましてもやっていきたいというようなところでございまして、議員が当選のときにはご紹介もしていただきたいなというようなこともお願いをした経緯もございます。こうした地域情報システムを大いに活用させていただいて、そうした機器を通じて連携が図れたら、より一層効果的な機器になるんでなかろうかというような思いもしておりますので、今後ともそうしたことをあわせてご指導いただけたらと思っております。

以上でございます。

○1番（仙才 守君） 時間が来ましたので、この辺で質問を終わりたいと思っておりますが、F T T Hについて随分時間をとってしまいましたけれども、私自身はF T T Hっていうのは、それこそ中田町政の大きな成果だったというふうには思っております。10年前にこちらに帰ってきましたときに、あれがちょうど導入されて、整備されて、びっくりしたというか非常に大きな驚きで、帰ってきてよかったなと思ったぐらいのインパクトがありました。活用面が少し停滞、あるいは後退していることは非常に残念だという思いがありますので、これからの活用策に期待をしていきたいというように思っております。

以上です。どうもありがとうございました。

○議長（国清一治君） 以上で1番議員仙才守君の一般質問は終了いたしました。

議事日程の都合により、休憩します。

午後2時04分 休憩

午後2時10分 再開

○議長（国清一治君） それでは、休憩前に引き続いて会議を開きます。

5番松田貴志君の一般質問を許可します。

松田貴志君。

○5番（松田貴志君） 議長の許可をいただきましたので、松田貴志、ひな会議の一般質問を通告順に従って始めたいと思っております。

今回、同僚議員とともにこういったプロジェクターを利用した一般質問を行わさせていただきますが、どうしてもこっちはばかりに集中してしまっていて、本来の議論っていう部分が薄れないように、極力前を向いてしたいと思っております。理事者の皆様も、余り必要なもん載ってないと思いますんで、できれば発言者のほう向きながら、質問の趣旨をしっかりと理解していただいて答弁のほうをいただけたらすごくうれしく思いますので、ご協力よろしくをお願いします。

それでは、まず1番目の、画面にもう出てますけれども、県道徳島上那賀線についてでございます。

これについては、以前から勝浦町議会においても多々質問もされてきておりますし、現状においては、なかなか町長、また理事者の要望活動のいかにもなく事業が進んでいない状況でございます。

まず最初に、今回示させていただいておりますのは、今回特に私が申し上げたいのは、横瀬橋架け替え周辺対策事業っていう部分についてでございます。これにつきましては、勝浦町の条例の部分に載ってます目的の部分だけ読まさせていただきます。

横瀬橋架け替え事業の円滑な執行を図るため、横瀬橋架け替え周辺対策事業基金を設置するというので現在基金が積み立てられておりますが、ここの目的の部分を深く考えれば、現在のこの横瀬橋の架け替え事業っていう部分の現状について、町としても整理をしておく必要があると私は考えます。

そこで、建設課長、町として横瀬橋関連の事業はどのような現状であるのかという部分についてお答えいただきたいと思っております。

○議長（国清一治君） 柳澤建設課長。

○建設課長（柳澤裕之君） 現状認識はということで、場所は映っているとおりです。横瀬橋の右岸側の取り次ぎの柵野側の県道部ということでございます。

今から20年ほど前、過去の経緯を申しますと、平成7年から平成11年にかけて、県は道路局部改良事業といって県単事業をここへ計画をいたしました。

内容といたしましては、旧のアイハラスタンド、いわゆる柵野集会所の前から、徳島のほうへ向けて250メートル間を車道の2車線化、それからプラス歩道ということで改良計画がございました。この計画区間の起因といたしましては、皆様もご存じのとおり、横瀬橋の完成が平成7年ごろに見えたころに改良計画が立ち上がり、その事

業を推進する中で、県、町、ともに地域住民と、それと地元の世話役さんと協議を重ねました。それで、個別の用地交渉なり地元調整を行いました。最終的には道路の幅員拡幅につきましては両側の家屋の用地を使いなさいよと、買収することとか、それから南側の水路の上にふたをかけてはいけないよというふうな2点の条件によりまして、地元がまとまらず県は事業中止としております。

以上が棚野側の改良工事の過去の経過でございます。

それから、平成14年ごろに水路にふたかけをして、幅員は狭いんですけれども、歩道をつけました。これについては、小学生がいろいろ落ち込んだりする可能性があったり、いろいろ手に持ったものが落ちたり、いろいろ苦慮しとったんで、県のほうでどなんぞできんかということ、ふたかけをさせていただいた経過がございます。現在のところ、棚野地区の県道の道路改良工区については、工区づけはできておりません。しかしながら、県と町としても、道路の通学路点検で改善要望が望まれるところとピックアップされる所でありました。また、議会においても、議員各位から要望もかなりありましたので、町としても県の関係機関に、機会あるごとに要望している箇所でもあります。

以上です。

○議長（国清一治君） 5番議員。

○5番（松田貴志君） 今説明ありましたように、この間担当課長、また町長におかれましても、県当局に向いて事あるごとに要望をさせていただいている、しかし残念ながら現状においてはなかなか事業が進んでいないというふうになっております。

そこで、今回私が取り上げたいのは、この特定目的基金という性質から、町としてもこの事業、県としての事業が終わっている、さらには現状新たな事業の提案もされていないし、箇所づけもされていない現状において、町としてこのまま特定目的基金を、言い方が合ってるかどうかわかりませんが、塩漬けされたまんま置いておくのはいかななものかなと私自身は感じております。その点についての参事の認識をお答えいただきたいと思っております。

○議長（国清一治君） 野上参事。

○参事兼企画総務課長（野上武典君） この基金、名称にも横瀬橋架け替え周辺対策事業基金というふうになっております。この架け替え事業自体は終わったとしても、

狭隘箇所が整備できたときに周辺対策も全て完了したというふうを考えるべきでないかと思っております。当基金につきましては特定目的基金、議員おっしゃるとおりで、当該事業に係る経費のため、取り崩して充当できることとなるかと思えます。周辺対策事業が、これが完了したときに、基金にもし残額があれば取り崩して歳計現金に編入し、それ以外のものでも処分できるのでないかというふうに考えております。議員おっしゃるように、もう塩漬けというところでどうしても運用するというのであれば、議会での議決を経た上で財政運営に活用するといったことになろうかと思えます。

以上でございます。

○議長（国清一治君） 5番議員。

○5番（松田貴志君） 今答弁いただきましたように、現状においては具体的な事業をされないまま基金が積み置かれている。しかしながら、私今回の質問の趣旨から申せば、そのまま置いておくんじゃないに、しっかりとこの基金を活用して、具体的な提案もしながら県に向けて要望活動もする必要があるのではないかという部分について、今回は質問をさせていただいております。

そこで今回、県としては事業に一区切りをつけている現状だと思います。しかし、町の周辺対策事業に対するスタンスっていう部分が曖昧であっては、要望活動を受ける側の県当局からしてもアピールが弱いんじゃないのかなという部分は最近強く感じております。そこで、この基金を活用して新たな事業提案や基金を利用した先行事業の実施など、町の本気度を示す必要があるんじゃないのかなと思っております。最近の要望活動の中でこういった提案、また具体的にこの基金の今後の活用状況等についてどのように考えておられるのか、まず建設課長にお聞きしたいと思います。

○議長（国清一治君） 柳澤課長。

○建設課長（柳澤裕之君） 県道に町が基金を利用して道路改良して、先行投資をして県に対して採択を促すというふうなアピールをしてはどうかという提案かと思われまます。

議員おっしゃる気持ちはよくわかるんですが、県道というのは町道と違って管理が違います。それで、仮に町が工事して県道が便利になったら、これはいいなというふうなことなんではあります。管理が違うし、ほの責任問題いろいろありますの

で、難しいかなというふうに思われます。

いずれにしても、県へのアピールとして言えるのが要望活動でありまして、あくまでも一般的な話を言いますと、手順としては、まずは勝浦町の町のほうへ地元関係者から陳情なり要望いただいて、あくまでも一般的な話としてですけども、要望、陳情もいただいて、それで議会関係とかの協力者と一緒にこの陳情とか要望の案をいろいろ練って、それで県当局に関係者ととともに要望していて事業の採択化というふうなことで、粘り強くしていくのが一般的かと思いますので、アピールはそのような要望活動のほうへ移していったらいいんかなというふうに私は考えます。

以上です。

○議長（国清一治君） 5 番議員。

○5 番（松田貴志君） 今の答弁では、現状この基金を使った先行事業ないしは具体的な勝浦町単独での事業の実施っていうのは難しいと、さらには中途半端にいらったばかりに大きな事業という計画が動き出しにくくなるという事情もよく理解できました。しかしながら、現状において日々通学時、また通勤時においてこの県道を利用される住民の方々からすれば、一日でも早く、今回でいうこの棚野の狭隘部については改善、改修してほしいという声は強く強く日に日に増していることと思います。この議会においても、以前からこういった視点で質問もされており、町長自身も最重要箇所として県のほうにも要望活動を引き続きしていただいているという答弁も、その都度その都度いただいておりますが、なかなか先の見えてこない話にもなりますし、また現状生比奈小学校から東側の改修工事が進む中で、なかなかこの棚野地区という部分がクローズアップされてこない。今この話を強く進めれば進めるほど、生比奈のほうと2カ所同時っていう部分は、県にとっては何を都合のいいことを言ようんなどという、多分認識になるかもしれませんが、そこらあたりのさじかげんも必要なのかなという部分も私は認識しております。しかしながら、もとに戻りますけれども、この特定目的基金という部分を設置しているからには、町としては具体的にこういった課題があって、問題があってこの基金を設置して、町一丸となって県に向けてしっかりとアピールしてますよという部分が示せなければ、いつまでもこの事業基金をこのまま置いておくのもどうかなと私自身は考えております。

この点に関して、現状町長のほうの県に要望活動行ったときの感触、また今後のこ

の基金の活用の方法とご見解をいただければお願いしたいと思います。よろしく  
お願いします。

○議長（国清一治君） 中田町長。

○町長（中田丑五郎君） 主要県道の中でも、町内におきましては狭隘部分としての大きな課題が残ってるところでございまして、子供などの通学の安全対策としましては非常に心配もいたしているところでございます。そうしたこともございますので、何回となく県に出向いて。

ただ、先ほど議員からの質問の中で、町の本気度を示すべきだというような話ございました。一つだけ、同じ例ではございませんけども、沼江バイパスの3期工事のときに、非常に残土処理が経費がかかると、とても事業費がかかり過ぎてなかなか事業にかかれない。2期工事終わってすぐお願いした。そんなときに、町としては残土処理場をつくると、つくってでもそこに捨ててもらって工事を進めていただきたいというようなことは言ったことはございます。それが全てではございませんけども、そうした町としての急ぐ道だというようなことを強くアピールする機会になったんでないかと。担当課長の補足みたいになりますけども、そんなところで残土処理場について、まだ完全にはできておりませんが、そうしたアピールをした覚えはございます。ただ、よく県に出かけて行って、棚野の線形っていうんですか、コースを県道だから県が決めるべきだと思うし、地元の人との協議も要るし、町が決めていいものかどうかという点が1点と、それともう一点は、県に行く以上は強いアピールするためにも、地元の人との要望書というんですか、書面によるアピールも必要なし、また先ほど申し上げましたようにコースのこともありますし、そんなところも十分、それと協議会をつくってもらって、地元の、共通認識でおってもらおうというような、そんなことも必要なことだと思っております。

おくれおくれになっておりますけども、そんなこともしながら前に進んでいかなければ、なかなか知事のところで、また副知事のところも行っても、なかなか最終的には十分わかるということは、十分何回も通ってるから危ない、危険だというようなところはわかりますけどっていう話で終わりそうなところもございますので、町も一生懸命引き続きやってまいりますけども、地元の議員さん初め、地元の方々にも強力なご支援をいただいて前に進んでいかなければ、なかなか事業の実現にはつながっていか

んのんでないかという思いがいたしておりますので、どうかご支援のほどよろしくお  
願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（国清一治君） 5番議員。

○5番（松田貴志君） 今町長から答弁いただきました。

実は地元の美馬議員とともにいろいろ話すこともあるんですけども、なかなか棚  
野地区の狭隘部っていうのは、地元の方にとったらそこまで不便を来してないとい  
うか、一番狭い数件の方は、今まで何度も車が店舗、また家のほうに飛び込んで、大  
きな家の補修等もせざるを得ないような状況もありました。そういったことを含め  
れば、多分地元の議員がもっと動いて、町が一丸となって町に上げてきて、さらには  
県に言ってほしい旨の答弁だったように思いますが、実際さっきの説明から言わせ  
てもらえば、自分自身が力量不足で情けないのかもしれませんが、具体的な事業が  
ないと、こうなるという絵がないと地元にも説明がしにくい。先ほど町長さんも少  
述べられましたけれども、実際あの線形がなかなかまずくて、建設課長もいろい  
ろと、建設課長の私案として、私もこういったルートにしたほうがええんちゃうか  
という部分も説明受けたことがあります。しかしながら、その事業を、仮に線形を真  
っすぐにバイパス形式にしてするとしたら、それなりの事業規模の工事になるの  
かなって思います。それを考えれば、特に今回中角、西岡地区で実施されている工  
事を待たずしての着工というのは厳しいのかなって私自身も感じております。し  
かしながら、あの工区が終わった暁には、しっかりと棚野の狭隘部は実施できる  
ような体制つちゅうんは今からつくっておくべきやと思います。

そこで、お願いなんですけど、情けないお願いなんですけど、私も美馬議員も  
地元でしっかりと動きます。最大限協力もさせてもらいます。どなんぞ町でこう  
したいんじゃ、こういうルートで道つきたいんじゃつちゅう具体的な部分をつ  
くってもらえませんか。ほしたら、私も美馬さんもしっかりと汗かかせてもら  
おうと思いますし、この間みんなも、全議員さんも同じような問題意識を持  
ってくれていると信じておりますので、議員、議会が一丸となって沼江バイ  
パスのときのように協力体制を組めるんじゃないのかなって私自身は感じて  
おりますので、この点について、最後に町長自身にお話を聞かせていただ  
きたいと思います。

この話の流れで一つ大事なものは、地元っていうのもそうです、また行政っていうのもそうなんですけれども、具体的に行政と、さらには以前教育長にもお話しさせていただきました。通学路ということで教育委員会の力も必要と思います。さらには、町民も含め、また住民課のほうにも以前質問させていただきました。交通安全協会のほうの力もさらに加えて、やはり当事者であるPTAの役員さん、また保護者の方の生の声をしっかりとまとめ上げて、県に対して要望を届けるというふうにしたいんです。できませんか。

この点については担当課長の腹案もあるとは思いますが、具体的には町がリーダーシップをとって、さらには町長みずからがこういった、あそこはこうした形にしたいということで地元の説明来てくれたら、多分地元のもんも長年の懸案ですし、協力体制は惜しまんと思います。私自身も、繰り返しになりますけれども、しっかりと汗かかせてもらいますので、さらには町長、3期目の当選時の公約の部分にも県道の2車線化、具体的な明記はあったかどうか定かではありませんが、棚野の狭隘部分の解決という部分も心の中にはしっかりとあったと思います。残る任期1年切ってます。最後にどなんぞ道筋をつけていただけませんか。答弁をお願いします。

○議長（国清一治君） 中田町長。

○町長（中田丑五郎君） 本来なら、みんなで協議する中でもものが進んでいくんですけども、なかなか線形が、言われとるんは3つほどありますので、いろいろな皆さん思いがあろうかと思っておりますし、工事の経費の問題から、また工期の時間の関係とか、それぞれいろいろあると思うんですけども、一つの線形を示すようなことにも対案も出てきませんので、言い悪いの判断がつきません。今そんな状況になっておりますので、町としてあそこをどうすれば一番ベストで、ベターよりもベストなのかというふうなことも十分検討しましてやっていきたいと。

それと、県なんかの道路改良のときにも、生比奈小学校の西側にしても、子供の通学時は事故が何回となく起こって、私も知事のところにお願いも行ったこともありますし、そんな子供の通学時の安全ということが一番大きくアピールできるのかなという思いもしておりますので、当然のことながら学校、またこの方々のそうした要望も強くアピールできるんでないかというふうに思っておりますので、最大限の協力をさせて、協力というのも、私のほうが協力させてもらうちゅうのもおかしな話なんで

すけども、主体的になってやりますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（国清一治君） 5 番議員。

○5 番（松田貴志君） 細かい言葉尻捉えて言うのも何ですが、今の答弁の中で主体的という言葉もいただきました。実際町としての姿勢、思いという部分が沼江バイパスのときでもあったように、県当局を動かすっていう部分、町長自身も体験されていると思います。ここらあたり、しっかりと自分自身も引き続き声を上げていきますので、ああいう形の町一丸となった、そういった取り組みとして進めていってほしいなと思います。この点については、またこの今後の議会においても質問を続けていこうと思いますので、その都度その都度確認していきたいと思います。この点については、これで置いておきます。

続きまして、移住、定住促進策についての質問に移ります。

まず、継続事業の検証は十分かということでございます。

スライドのほうに映ってます。これは沼江地区に建設されました、建築補助をされた、さらには家賃の助成をしている住宅です。この点について、予算案の審議のときにもお話しさせていただきましたが、なかなか28年度予算は計上しておりましたが、執行はされていない、新年度についても予算の金額を下げた計上されておった状況とします。このあたり、新たに新年度予算も計上してきた、もちろん継続事業として、さらには効率的な事業として提案されてきたとは思いますが、実際今回新たに事業も提案されてきて、さらには減額をされたという部分においても、どのような間検証がされ、さらには新たな新年度の事業として計画されているのか、参事からお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（国清一治君） 野上参事。

○参事兼企画総務課長（野上武典君） 地方創生事業として取り組んできた事業ということで、平成26年度から開始したものもございしますが、賃貸住宅建設支援事業、家賃助成事業、それから移住対策としての田舎トライアルハウス坂本家など、事業開始からもう3年を経過しているということで、部分によっては少しずつ成果が出ているというふうに思っております。ただ、この賃貸住宅建設支援事業につきましては、町内会から問い合わせがもうほとんどなく、またこちらから大手メーカーなどに勝浦町

にというふうに尋ねてみても、余りよい返事は返ってこないというところが現状でございます。この事業を他の事業への転換、もしくはこの制度の見直し、こういったことをする時期が来ているんでないかと言えます。

それから、空き家改修とか新築助成などについては、予算どおりの目標達成までには至っていないんですが、着実に進んでいるんでないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（国清一治君） 5番議員。

○5番（松田貴志君） 答弁にもあったように、実際の民間住宅への建築費補助については、少し現状厳しいような部分があるのかなと思います。事業初年度、ちょうど4年前になりますか、その年は事業予算は計上したけど執行されなかった、次の年に建築費の補助という形で事業の上乗せをしたら、今の現状、あちらにありますようなアパートが建ったという経過をたどっております。ちょうどことしが起案してから5年目になりますか、そろそろ参事の答弁にもありましたように、考えていくべきときなんかなとは思いますが。少しずつでも成果は上がってきているという答弁はありましたが、現実問題、28年度執行されていないという部分において、さらには今年度計上されている部分において、あえてという言い方は失礼なかもしれませんが、執行なかった、次の年に減額をしたけれどももう一回出してきたという部分で、何か手応えというものがあって新たに出してきたのか、さらには去年執行されなかった点において、どこがまずかったのか、課題としてどのような点が挙げられるのか、解決策がなければ新年度に予算はなかなか上げにくいのかなと思いますので、その点についてご説明をお願いします。

○議長（国清一治君） 野上参事。

○参事兼企画総務課長（野上武典君） 大きな解決策というのは見出せないというところはあるんですが、家賃助成等で、これを3年間もおおよそ家賃助成を受けられた方がこの賃貸住宅から出ていくというようなところは、どこも伺ってない。既に出ていかれた方もいるんですが、そのうち出ていかれた方で、1件につきましては町内で新築をした、3件につきましては町内の親元のところに一緒に住むようになったということでございます。町外に転出した方が1名ほどいらっしゃるんですが、この方

はその条件との一致がしてないということで、当然家賃については助成した分についてお返しいただいたというふうな状況になっております。

議員がおっしゃる、今回29年度に予算を上げて、何か建築のめどがあるかというところでございますが、特に大きな改善策が見つかって上げたというのではなくて、もう少し続けていってみたいという思いで今回の予算計上というふうになっております。

以上でございます。

○議長（国清一治君） 5番議員。

○5番（松田貴志君） 今の答弁いただいて、実際あさって、しあさっての第二読会、第三読会で予算を可決する立場としては、ちょっと物足りないというか、不本意やなっています。実際最終決裁者として——済みません、事前通告ないんですけれど——町長自身もこの予算の計上にはもちろん賛成して今回出されてきたと思います。ここらあたりの決意のほどを一言いただけますか。お願いします。

○議長（国清一治君） 中田町長。

○町長（中田丑五郎君） 賃貸住宅の建設につきましては平成25年から始めた事業でございますが、私が持つてる資料からしましても、人口動態、特に社会増減を見ておりますと、平成25年には転入、転出の差がプラス4名です。平成26年のマイナス8、27年のマイナス61人、そして平成28年がマイナス2というふうなことで、これは賃貸住宅の関係の効果が出てるんでないかというふうに考えておりますので、平成28年度ではそうした賃貸の建設の補助はされておられませんけども、引き続いてこの取り組みを続けていきたいと。家賃助成をしてもらうには賃貸住宅がセットでなかったらなかなか難しいところがありますので、そんなところで奨励的に頑張るんだという一つの町の取り組み、人口減少に歯どめをかけていくという大きな決意のもとで、引き続き平成29年度も予算化をさせていただいて取り組んでいきたいと、そのためにも予算が必要だという、目標がだんだん小さくなっておりますけれども、そういうことで今年度予算を組ませていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（国清一治君） 5番議員。

○5番（松田貴志君） 町長の答弁にあったように、私自身もその民間住宅への建設

補助によって社会増が図られたなという認識はしております。実際この場でも以前質問させてもらいましたが、ちょうど沼江地区の人口がふえた分、奥の坂本地区の人口が減ったという例も出させてもらったときがあります。実際、全体で言えば社会増となっていて、言えば成功なのかもしれませんが、予算はしっかりと執行されるべきものであって、そのまま未執行のまま減額補正という形で年度末に処理するのはいかななものかなと思いますし、さらには2年続けてそういったことになるのは、議会としてもその予算に対する姿勢として、余りとしてはいけない姿勢なんかなって思いますので、町長自身も決意のほどは図られましたが、具体的な処方箋みたいなものはないような答弁でございましたので、ここらあたりはまた一住民としても協力できる部分があれば協力もいたしますが、なかなか現状厳しいんでないんかなって今回のほの予算計上については多少疑義を感じております。しかしながら、効率的な事業という部分については認めておりますので、最大限努力して予算執行できるように頑張ってもらいたいと思います。

ここの継続事業について、もう一点お聞かせいただきたいと思います。

これは建設課の分でございますが、この点については同僚議員の質問にも出てきますので、建設課長に、さらには1点だけ絞ってお尋ねしたいと思います。

今回の宅地造成事業、現状2区画売れていて、残り2区画については3月末までの募集っていうことでよかったと思います。いろいろ反省点はあるのかなとは思いますが、もうそこらあたりはまた同僚議員にお任せしまして、29年度予算、これについても計上されております。しかしながら、28年度予算執行した横瀬地区の宅地が完売しなければ、なかなか新年度予算の執行に移っていかない現状もあるのはわかっています。そこを飛ばしまして、29年度予算をどうにかしてしっかりと、極端な話すぐ完売できるような方法として、新たに今回29年度予算出されました。先ほどの参事と同様、建設課として今回の反省点はいろいろあると思います。そこらあたりも踏まえ、どのような取り組み、また推進体制で行おうと考えているのか、答弁をお願いします。

○議長（国清一治君） 柳澤課長。

○建設課長（柳澤裕之君） まだ3月末まで販売しております。議員さんのお知り合いとか入り用の方がおられましたら、またご紹介のほどよろしく申し上げます。

まず、年度終わってませんけども、反省点といたしましては、初めて地方創生の関連事業としてトライアルということで段取りをしていました。それで、私どもとしたら12月末にホームページに載せて、それから新聞広告を打ち、またチラシを県庁に配布いたしました。それで、電話が多数寄ってくるかなというふうなことで、事務に支障があったら大変だなというふうな思いではあったんですけども、思いのほか問い合わせも少なく拍子抜けしたことでした。その反省を踏まえて、先ほど言うたこの3月末の申し込みの関係につきましては、宣伝方法をまた変えまして、皆様もご承知かと思うんですけども、新聞広告に日曜日に2回、去る3月19日と、それと今度の日曜日の3月26日に載せる予定をしております。

それで、またポスターも大きいのを作りまして、役場の官庁関係とかイベント会場、それから金融機関、商業者の協力を得たところについては張らせていただいております。また、キンキサインとか、それからナカノ鉄鋼、それから日垂さんにも訪問いたしまして宣伝活動をお願いしたいなということでありまして、1回目の宣伝不足がありましたので、今回はかなり宣伝をしたかなというふうなことを思っております。

それで、今後をどうしたらいいのかということですけども、販売については業者さんがプロでありますから、業者さんにお頼みする方法論などをいろいろ考えてみたいかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（国清一治君） 5番議員。

○5番（松田貴志君） スライドのほうで今回示させていただいています。

今課長から答弁のあった新聞折り込みじゃなしに公告のほうです。なかなか気づかんです。残念ながら同僚議員でも知らなかった人が、多分意識して新聞読まれている議員という立場でも気づいてない方がいました、実際のところ。これからの話、細かい話ししとったら切りないですけど、何が売りなのかわからんです、実際。多分買う人からしたら幾らっちゅうんが一番大事なんです。そこらあたりが——ごめんなさい、見にくいんで——ぱっと目につかない。さらには、下の業者さんプロです、毎週日曜日に載せてます、すごい魅力的な物件載せようなんです。なんで、見せ方もよくわかっています。もうこれ以上言いません。課長が答弁あったように、プロにはかなわ

んと思うんです。住宅販売会社、不動産会社、宅地宅建の取引会社等にお願ひすべき  
と思います。実際これも第一読会のとくに言うたんかな、公共事業の単価と民間発注  
の単価では、工事費、造成費の部分でも安くなりますし、それがしっかりと消費者、  
買われる方に対して還元される部分もあるっていうふうに思うんです。この点につ  
いては答弁のほうでも触れられましたので、新年度についてはどっからどこの部分を民  
間の方にお願ひするかは、またしっかりと庁舎内で協議していただければいいと思  
いますが、大部分は民間にお任せしましょう、私はそうしたほうがいいと思いますし、  
まず間違いなく売る方法も知ってますし、一番売れる売り方、広さとか公告の出し方  
等も知ってますので、そのようにお願ひしたいと思います。もうこれ以上はまたほか  
の議員さんも質問すると思いますので、言いません。もう要望にしておきたいと思  
いますので、28年度の反省をしっかりと捉えて、課題を解決するために29年度は新たな  
体制で取り組んでほしいと思います。この点については置いておきます。

先ほど参事の答弁のほうでも、家賃助成を受けた方が町内に家を建てて住まわれて  
いるっていう例を示されました。現状において、町が今まで推進してきた移住に対す  
る施策からさらに定住へ移ってきた、そういった流れ、実績という部分が数字として  
出ているならば、わかる範囲で結構ですのでお答えいただきたいと思います。

○議長（国清一治君） 野上参事。

○参事兼企画総務課長（野上武典君） 移住から定住へということで、まず先ほども  
言いましたが、坂本家、田舎トライアルハウスのまあそちらに、よく新聞でご存じか  
と思うんですが、ここに長期滞在しまして農業に取り組むと、農地も借りて、また家  
も借りて、家も改修してということで、1組のご夫婦がいらっしゃいます。これなん  
か典型的な例なんかなというふうに思います。

それから、産業交流課で行っております空き家改修事業と新築助成事業、これにつ  
きましては、空き家改修事業というんは借りて住まわれるということがあるんです  
が、それが27年度は2戸、それと新築助成の3戸というのは、これは明らかに移住か  
ら定住にということではなかろうかと判断いたしております。それから、28年度につ  
きましては、空き家改修が3戸と新築助成が2戸というふうになっております。このあ  
たりが、今まで進めてきた事業の中で明らかになったような定住に向かっただけの成果か  
なというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（国清一治君） 5 番議員。

○5 番（松田貴志君） 町としては、移住策としてさまざまなメニューを実際推進されております。しかしながら、今例示された具体的な定住へ向けた成功例という部分はしっかりと学んで、これからの新たな政策に生かしてほしいと思っております。

この流れでお聞きしますが、とはいえ、現状において沼江地区に新設されたアパートから勝浦町に住んでいただいて、さらに勝浦町の魅力を感じて勝浦町で住もうかなってという流れになった、さらに言えば、町外出身の方で住まれて勝浦町に移住という形で定住された例というのは、現状はなかなかできてないのかなって感じております。しかしながら、町長も今回新たにというか、継続してアパートの建設費助成、補助という部分を出してこられたので、こういった流れは引き続きつくれるような推進体制はとっていくべきとは思いますが、なかなか数字に結びついてこんのかなって。特にこの3月で沼江地区で第1期工事として建設された12戸前の部分においては、家賃の助成の3年間で終了します。この4月以降は家賃助成もなく、タイミング的には今ちょうどこの勝浦町にぜひとも住んでくださいとPRする、どんどんそういったチャンスのあるかなって私自身感じております。いろいろと課題はあるとは思いますが、何をどう、私自身ごめんなさい、これといったアイデア持ち合わせているわけではないんです。それを参事に求めるのはどうかなってという思いもあるんですけれども、さまざまな事業を推進されているからには、今までと違うアプローチで新たな定住に結びつくような施策も年々出していく必要もあると思いますので、この点について現状どのような課題、またこれからの取り組みをされようとしているのか、参事のほうからお答えをお願いします。

○議長（国清一治君） 野上参事。

○参事兼企画総務課長（野上武典君） なかなか移住から定住に結びつけるということで難しいのかなとは思いますが、先ほどの賃貸住宅の建築支援を行ったところから1名出られて、1名だけは新築されたというふうに聞いておるんで、1件だけの成果かなというふうに今のところ思っております。ただ、先ほども申し上げましたが、家賃助成している方がこの3年で一応補助期間が終わるということですが、その後もそのままアパートに住んでいただけるというふうに、出ていくというような声は聞い

ていないということでございます。

移住交流フェアっていうのをよく都会のほう、東京、大阪あたりでやっている、それも産業交流課のほうで対応しているんでございますが、近隣から移住を希望してくる方については、ほとんど仕事も決まったところであって、勝浦からでも通えるというような方が多いんですが、都会からこちらに移住交流フェアで一番聞かれるのが、仕事、就業の場があるか、機会があるかといったことが一番問い合わせが大きいということで、ここが大きな課題かなと思います。例えば、今回救急救命士が7名転入してきて、定住にまで結びつくかどうかはわからないんですが、移住されてくると、こうなってきたら、職業があるということですよと7名がふえてくると、大きい成果というか、移住交流のほうについても雇用の機会をふやしたということが成果になったのかなと。こういった点が課題やけん、もうちょっとそちらのほうに重点を置くというところを今後必要になってくるかと思っております。

○議長（国清一治君） 5番議員。

○5番（松田貴志君） 坂本家の担当の方が移住交流フェアのほうに参加されたりして、また産業交流課の担当も参加されて、ハードルの高さを身をもって感じてきたんではないのかなと思います。本気で移住を受け入れようと思っている自治体は、各自治体ごとにブースがありまして、もうブースのつくりから違うんです。ぱっとその前へ行ったら、その町の特徴っちゅうんもわかりますし、さらには魅力というんがしっかりと伝わってくるようなつくりになっとんです。具体的に言えば、ああいったパイプ椅子というか、椅子にかけるようなカバーをつくって、普通座って相談を受けるじゃないですか、その椅子の背面にもカバーをかけて、そこに町の魅力、PRを書いたり、さまざまな取り組みされてます。そのあたりもしっかりと、今回、去年、ことしか忘れたけど参加されていていろいろ学んできていると思いますので、そこらあたりは先行市町村の事例をしっかりと勉強して取り組みに生かしてほしいなと思います。

その続きで質問させてもらいますが、本来だったら産業交流課長にお伺いするところなのかもしれませんが、移住交流の部分については地方創生の推進室でも取り扱っておりますので、参事にまとめてお伺いします。

今少し出してあそこのスライドにも掲げておりますように、坂本家という部分について、短期間の移住、勝浦町の暮らしを体験してもらうちゅう部分を担っている、

それを取り持つ新たに生名地区につくられる、現状で言うたらまだこういう状況なんです。ここに新たに活性化センターという部分ができます。この活性化センターでは、移住、定住、参事も課題として挙げられた仕事の面においてもできる限りの相談に乗っていくこととは思っておりますが、利用する立場、相談する立場からすれば、その場所に行って相談したら、最大限もうそこで、最大限っちゅうたらいかんか、できる限りの事柄を1カ所で解決したいちゅう気持ちで持つてると思うんです。そこらあたりも踏まえて、実際活性化センターで窓口業務をするに当たって、現状その推進体制はしっかりと確保できているのかという部分についてお答えいただきたいと思います。

○議長（国清一治君） 野上参事。

○参事兼企画総務課長（野上武典君） 移住の相談業務なんですが、議員おっしゃるように、今まで田舎トライアルハウス坂本家で移住支援センターを置きましてやってきたと。昨年度勝浦町地域活性化協会、これの協会ができて、今現在事務所が田舎トライアルハウスの坂本家に置いているというところがございます。地域活性化センターにつきましては、ここに今後地域活性化協会の事務所が移転するということから、もうこのセンター内での協会事務所が窓口になるということで、まずここで、できればワンストップで置いていただきたいというふうに思っておりますが、細かなこととなりますと、どうしても最終的に町の、例えば移住、あるいは定住の対策として捉えているわけではないんかもしれませんが、子育て支援であるとか教育支援であるとか、こういったものについて、そういったことにひかれて移住されてくる方もいるんじゃないか。ほういうことになると、細かくその人の具体的な例でどうなるかっていうようなところは町の担当課のほうに問い合わせをしなければわからないということはあるかと思うんですが、できる限りここでおよそのことを、移住者、あるいは移住の問い合わせをする方に理解していただくというようなところをこの地域活性化協会のほうで担っていただきたいというふうに思っております。これまでも坂本家で経験されてきて、そういった職員が担当するわけでございますので、十分にやっていただけのものというふうに思っております。

以上です。

○議長（国清一治君） 5番議員。

○5番（松田貴志君） 私自身も、今回活性化協会のほうで働かれる職員の方に関しては全く心配をしておりませんし、結局その職員に対してどれだけの情報を提供できるか、その情報を吸収して、さらにはそれを移住者、定住者に対して説明する能力は十分持ち合わせていると私自身も感じておりますし、あとは行政側が、繰り返しくなりませんが、どれだけのメニューという部分を提供できるか、さらにはわかりやすく整理されたこの勝浦町の取り組みとして、勝浦町の魅力というものをわかりやすく説明できる部分をしっかりと提供して欲しいなと思います。実際この窓口の職員の活躍いかんによって、移住、定住の方向性も変わってくると思います。大変期待もしておりますし、この活性化センターがいろいろ議会のほうで問題といたらおかしいけど、議論も呼び起こした部分もありましたが、この活性化センターを設置してよかったなっていう、皆が後で振り返れば思うような推進体制、職員の体制、さらに行政としてのバックアップ体制をとって欲しいなと思います。

少し押しておりますので、この点もう一点だけ、ほな一応言っておきます、この中の。

○議長（国清一治君） はい。

○5番（松田貴志君） この移住、定住の分の最後の部分です。

事業の効果を最大化するために、町内業者利用時に補助金の上乗せをとということでございます。アパートの建築費補助の部分においては、町内の事業者もしくは建築業者を利用すれば建築費の上乗せがあったとは思いますが。そのときの、それを実際なぜその町内の業者、さらに事業者が利用したら補助金の上乗せをすることになったのか、その政策目的の部分について、説明をまずお聞かせいただけますか。お願いします。

○議長（国清一治君） 野上参事。

○参事兼企画総務課長（野上武典君） まず、このことについては町内の土地の所有者、そして町内のそういった工事関係業者が取り組んでいただければ、町内企業の育成という観点から町内の経済の活性化にもつながるんじゃないかという思いで格差を設けたというふうに考えております。

○議長（国清一治君） 5番議員。

○5番（松田貴志君） 申しわけございません。私自身の理解もそうであったんです

が、確認のため聞かせていただきました。

しかしながら、その点においては、現在施工されている分は町外事業者、さらには建築会社っていうことになっていると思います。少しアパートの建設においてはハードルが高かったのかなという部分も感じておりますし、建築だけじゃなしに、後々の運用に関してもワンパックで提供している会社がアパートのほうはされていたんで、なかなか町内業者がつけ入るすきがなかったのかなっていう部分は感じております。

そこで、実際昨年度、さらには一昨年度から移住者に対する新築助成、またリフォームの助成、昨年度からは町内在住者に対する新築時の助成がされておりますが、現状において具体的な数字までは結構ですので、そのリフォーム及び新築において、どれぐらいの割合でその町内業者に施工が任せられているかというふうに、感覚的で結構ですので、お答えいただきたいと思います。

○議長（国清一治君） 野上参事。

○参事兼企画総務課長（野上武典君） 産業課が行っております空き家改修、それから移住者の新築助成につきましては、2年間で全部で10件あったんですが、2件、それから総務課でことし行いました住まい応援事業につきましては、今のところ8件のうち5件町内業者の請負となっております。時々請負業者のほうからこの制度をっていう問い合わせがありますので、そのあたりは効果かなと思います。ただ、補助率の関係で、ほとんど全額が限度額満配になっておりますので、変わらないというようです。

以上です。

○議長（国清一治君） 5番議員。

○5番（松田貴志君） 私、実数持ち合わせてなかったんで、今聞いた限りでは、意外と町内の業者も使われているのかなとは思いますが。少しでもそういった数字を上乗せしていくべきやと思いますし、以前からこの議会でも提案されているように、公共土木工事という部分については、年間通して、目的は違えどコンスタントに発注されている現状で、なかなか建築業者、手仕事をされる職人さんが大多数かかわってくる一般建築物に対する公共事業というのはなかなか確保できていない状況だと思います。そこを考えれば、さらには先ほど申しましたように、沼江地区の建築助成にわざわざ割り増しの補助制度を設けるのであれば、あれば、これは提案なんですけど、この建築

関連業者、職人の育成、また雇用創出の観点から、この補助金の上乗せ、現状であれば新築については100万円の部分について上乗せすることによって、現状今の参事が説明された数字について、もう少し上乗せされるようなきっかけづくりにもなるんじゃないのかな。さらには、こういった制度を設けたら地元の業者もしっかりと営業活動もできますし、口コミでこういったことができますよという部分も広がっていくのかなと思います。仮にですけど、写真載せてある右側は地元の大工さんがつくってます。たまたまうち、実家が重機の仕事してますんで、クレーン作業のほうはうちのほうに言うてくれましたけれども、細かい作業については下から職人さんが来たりするんです。左側の家についてはどことは言いませんが、実際下の業者さんが来られて仕事されてます。近所におったら地元の業者さん、何社か建築実績が豊富な会社がありますんで、そこらあたりを使ってもらえるような制度設計というのもしてもええのかなって、するだけの効果もあるのかなっていう私自身感覚を持っておりますので、もうこれについては最後、町長、もう一度繰り返しますけれども、雇用創出の観点から、さらには町内でしっかりとお金を回すっていう観点からしても、この補助金の上乗せ、もう割り増しでなしに上乗せです。具体的な金額の上乗せという部分において、新たな制度を構築していくべきではないのかなって私自身は感じておりますけれども、町長のご見解をお聞かせください。お願いします。

○議長（国清一治君） 中田町長。

○町長（中田丑五郎君） 新築の事業につきましての建築、町内企業の育成や雇用の促進というような副次的な効果を見れば、効果を考えていきながら、検討も当然していかなければならないんじゃないかというようなことも考えておりますので、この点につきましては即答でなしに、もう少し時間をいただきまして検討もさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（国清一治君） 5番議員。

○5番（松田貴志君） この事業についても、これから新築の助成についてはあと4年間続いていくことと思いますので、ある程度事業の効果等を精査しながら、今年度はもう無理と思いますので、来年度に向けて課内でしっかりと協議をしてほしいなと思います。よろしくお願いします。

○議長（国清一治君） それでは、質問の途中ですが、議事日程の都合により、休憩

いたします。

午後 3 時20分 休憩

午後 3 時35分 再開

○議長（国清一治君） それでは、休憩前に引き続いて会議を開きます。

5 番議員松田貴志君の一般質問を続けます。

○5 番（松田貴志君） 休憩前に引き続き質問を行ってまいります。

続きまして、子育て環境「日本一」を目指してっていうところがございますが。

まず、1 番目の子育て交流支援センターで取り組む新たな事業はということでございますが、ちょうど子育て交流支援センターが4月から新たな場所で運営されることになっておりますが、現状において子育て支援センターを利用している方、対象者がどれだけいて、その対象者のうちの何割程度がこの交流支援センターの事業、さらには交流支援センターに通っているかちゅう部分について、自分も参加してるんですけど、感覚からいえば、なかなか半分に満たんぐらいなんかなっていう今感覚持っています。新たなセンターを設置するに当たって、福祉課として、参加されていない方に対して新たにどういうふうなアプローチをもって参加を促していこうと思っっているのか、その点についてお答えをお願いします。

○議長（国清一治君） 大西課長。

○福祉課長（大西博己君） まず1 点目、一つは現在町内に保育所等に通っていないゼロ歳児から就学前の児童数が、統計上でございますが、約70人ほどおいでます。現行の利用者は25人、マックスでも40人程度ですので、まず町内在住の方が一度は全員が利用したくなるようなプランを考えます。

次に、施設、設備と内容を若い保護者目線で見やすくなるようなデザインのパンフレットを作成して、子育て支援の拠点を内外にPR します。子育てに不安を持つ保護者のために、ベテランパパ、ママとの情報交換会等も予定をしておりますが、専門家による妊娠、出産、育児相談、ご意見としてはよく出るんですけども、この施設の趣が、自宅での居間感覚で子育てができる空間の提供という基本設計で実施しましたので、あくまでも若い保護者のニーズに基づいて、沿った事業を進めていこうと考えております。

以上です。

○議長（国清一治君） 5番議員。

○5番（松田貴志君） 残念ながら、今の答弁にもありましたように、なかなか保護者の大半が参加されるような状況にはなっていないという部分において、今説明のあった範囲で、実際この数字が解消されるとお考えですか。もう一度答弁をお願いします。

○議長（国清一治君） 大西課長。

○福祉課長（大西博己君） 現行の活動団体でございますはぐくみクラブ等とも協力しまして、また横瀬のみかん保育園の拠点事業こあら組の保護者とも連携をとりまして、ロコミも含めていますが、まず乳児健診等の方法も利用するかもしれませんが、何らかの形で、先ほど申し上げました、まだ保育所行くほどではないという方が一度はまず利用してみて、あ、これだったらちょくちょく来ようというふうなことからスタートしようと思いますので、一度来ていただければ2度、3度、リピーターとなって来るというようにはしていきたいと思います。

以上です。

○議長（国清一治君） 5番議員。

○5番（松田貴志君） ちょうど今課長の答弁の中で貴重な論点がありました。一度は参加される方はあるんです、実際今でも。けど、2度目、3度目の部分が進んでいない状況なんです。そこは何でかといえば、先ほど課長の答弁にあったように、家庭でくつろげるような環境の整備、さらにはサークル的な活動を中心にしているばかりに、どうしても仲間意識っていう部分ができて、知らず知らずのうちに初めて参加した人、また数少ない人にとったら、その雰囲気になかなか取り除けないような状況なんです。多分運営されている方は一生懸命されています。いろんなアイデア等も取り入れながら新しい取り組みもされてます。しかしながら、そこは実際事業を行っている人はなかなか気づかないです。そこは広い視野を持って、担当課が助言、提言をするべきとは思っています。具体的にもう一度言います。一度行く人はようけおるんです、実際。次、リピーターとして来てもらうために何をやるかっていう部分が大事になってくるんです。

次の質問に移るんですけど、新年度予算として、はぐくみクラブの事業費が計上されていますが、新たな施設ができて、新しい魅力を発信せないかんこの新しい新年度

としての予算なのに、増額もされてないし具体的に何をするかっていう部分も見えてきてないんです。そこらあたり、新年度新しいセンターでリピーターをふやすためにも何をしようと思うてるのか。ただ、また先ほど答弁であったんかな、一応施設のパンフレットのものはつくるってお聞きしてますけど、そんなもんじゃ人は寄りつかんし、リピーターにもはつながっていかんと思いますんで、どういった視点でその部分について取り組まれようと思ってるのか、その点についてお聞かせください。

○議長（国清一治君） 大西課長。

○福祉課長（大西博己君） 徳島市内にすきっぷという子育て交流事業がございます。その長となる方と何度かお話しして、このセンターのデザインとかその他にも相談に乗ってもらうたんですが、その際にお聞きしたのが、ベテランママの若い母親との交換ないしは訪問みたいなのが、一番リピーターというか、人が寄るのが効果があったそうです。初めて第1子を産んだお母さんが一番不安に思い、確かに親御さんであるとかたまに健診等で行ってくれる保健師さんとか、それから保育所へ行った場合は保育士さんとの、専門家の助言はあるんですけども、あくまで母親同士の目線で話を聞いてくれるケースが一番ありがたかったという検証も出ておりますので、このあたり中心とした事業、展開していただければと思います。

以上です。

○議長（国清一治君） 5番議員。

○5番（松田貴志君） 済みません、もう一度答弁願いたいんですけど、もちろんここが大事っちゅう部分は今説明受けましたけど、じゃあどうします。

○議長（国清一治君） 大西課長。

○福祉課長（大西博己君） そういうメインの方針を決めておりますけども、具体的に年間プログラムとして、まだ何月に何をやるまでは決めてません。ただ、ご指摘にもございましたように、横瀬の子育て支援センターのこあら組と沼江の子育て交流支援センターのはぐくみクラブ、沼江の子育て交流支援センターのほうは町外の人でも利用できるようになってますし、その双方のクラブ、町内の方はこあら組とはぐくみクラブ、両方が利用できるような制度にはなってます。ただ、特に制限はないんですけども、地域性もございますし、ママ友が所属するクラブ同士の壁が全くないとは言いきれません。より交流でき、情報交換ができるような充実するようなプランは考えて

おります。

以上です。

○議長（国清一治君） 5番議員。

○5番（松田貴志君） その考えているプランには期待したいと思います。

今のお話の中で出てきましたが、地域子育て支援拠点事業ということで、今みかん保育園のほうにこあら組という部分が事業展開されています。しかし、もともとのこあら組と沼江の交流支援センターの設立の趣旨、目的からいえば違いはわかるんですけども、参加されている保護者にとったら、何で沼江と横瀬で同じような事業をしようんっていう部分、疑問に感じてると思いますし、参加されている方は、そこらあたりは違いという部分については意識してないんです。課長が行政としてこういった場を提供するっていう部分の思いはわかりますけれども、参加している方がそこを意識していないんだったら、そもそも分ける必要がないんでないかっていう議論になると思うんです。

ここでお尋ねしますけど、子育て支援拠点事業の部分については国の事業、国費、県費いただいています。事業実施してますけれども、子育て交流支援センターについては、ほぼ町費で賄っている現状と思いますが、実際この事業2つってというのは、離れた場所で運営するんやなくて一本化して、午前中に3番議員が質問されたように、1カ所で相談事業も含めて解決できるような仕組みづくりちゅう部分は将来的にはつくっていくべきと私は思ってます。ここらあたりの思いは福祉課長のほうも共有していただいているとは思いますが、現時点においてここをあえて分ける必要がどこにあるのかという部分について説明いただけますか。

○議長（国清一治君） 大西課長。

○福祉課長（大西博己君） この事業を分けたという認識ではございません。双方に拠点事業、横瀬みかん保育園に隣接するこあら組のほうは園庭開放事業等行事をする施設で、管理する人間が保育士という専門職でございます。片や子育て交流支援センターのほうは子供の広場事業という、自由で、これは母親が子供を連れてきて、母親同士の情報交換、そして子供同士にいたしましては初めての社会体験の場というふうに内容が違ってスタートしてるわけございまして、別事業で設置して、この子はここ、ここはあそこというような利用者分けを、人を分けてはございません。ですか

ら、先ほども申しましたように、両方の施設を利用できるというような施設にしてございます。利用者数も、今のところ27年度実績では、横瀬のほうは園庭開放も189人、行事等分で468人、実績で657人、28年度見込みでは614人になります。子育て交流支援センター事業で子供の広場部分は、27年度実績で501人、28年度の見込みでは延べ450人、ほぼ余り変わらないような利用実績でございます。

以上です。

○議長（国清一治君） 5番議員。

○5番（松田貴志君） 現状において実施場所が別々の場所であって、今の説明でほぼ変わらないといえども、私は両方の事業参加してますけど、先ほどの課長の答弁とは多少相違があるんですけど、私が参加している感覚からいえば、保育士さんがいて、さらには同じ子育て中の保護者の方がいて、園庭もあって、さらにはほかの入所している園児とのかかわりもあって、参加される方は横瀬のほうで参加するほうが安心感もあるし、実際多少なりともそちらのほうの利用実績も高いような気がするんです。なんで、これから将来の話として、これからは町長にお伺いします。

実際先ほどの課長の答弁にもあったように、そもそもは別の事業として役割を持たせて実施してきた事業も、時を経て今現在利用している保護者からとったら、両方のサービスの差なんて余り感じてないんです。両方とも保護者の友達とここで会えて、子供を遊ばせてくちやくちや言うて、ふだんのたわいもない会話もしながら子育ての相談もできるっていう環境がそこにあるから行くだけであって、あえて分ける必要はないのかなって思います。分けることによってお互いの事業費をつけないかんし、それぞれに職員を配置することによって、ここでは無駄が生まれてきていると私は感じてるんです。これから将来的なことになるとは思いますけれども、この入所前の幼児や保護者へのサービス全般について、もうそろそろ再構築すべきときに来てるんじゃないのかなと私自身感じてます。具体的にもこのこあら組と子育て交流支援センターというのは一緒にすべきでないのかなと、一本化したほうが保護者にとったら私は利用しやすい環境の提供になるのかなって思っております。この点について町長のお考えをお聞かせください。

○議長（国清一治君） 中田町長。

○町長（中田丑五郎君） この件につきましては、先ほど来の担当課長からの答弁も

ございましたように、こあら組は保育所の所員がおると、子育て支援センターのほう  
は全く遊びのところでそうした人がいないというふうな違いはあるんですけども、議  
員ご指摘のように、子供を遊ばせるような感覚からいうたらそんなに大きな違いがな  
いではないかというようなことが、今ご指摘いただいております。  
子供広場も本年3月に完成というようなことで新たな装いになってきますので、でき  
るだけ子育て、子供広場のほうに軸足を置いたような施設になっていけばいいのかな  
と、施設の新しさからいろんな安全性から言うても、そちらに今後とも推移していけ  
るような方向が出ればなというようなことでございます。ただ、言えることは、余り  
議員ほど実態を詳しく把握してないというようなところでございますので、いろいろ  
お話を総合させて、総合的な考え方から判断をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（国清一治君） 5番議員。

○5番（松田貴志君） 多分思いは同じと思いますけど、結論は違ってくるのかなと  
思います。私はこの子育て支援拠点事業の現在の役割、特に今この事業の事業費で保  
育士さん2人を雇ってます。この2人が、今みかん保育園の経営にとっては、これは  
民間の話ですので余り気にせんでもええんかもしれんけど、実はこの2名分をしま  
りとそこで確保されている、だからなかなか統合できないちゅうところもわかるん  
です。わかるけども、実際両方に事業費が要ってるのは効率的ではないのかなって  
いう私の問題意識を今説明させていただきました。これからまた事あるごとに、私自身  
も実際参加して、また新しい施設を利用させてもらって、いろいろと意見も申し述べ  
ようと思っておりますので、またちょっとでも参考になれば少しでも取り入れてい  
ってほしいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

続いてのところに入ります。

ごめんなさい、これさっき使わないかんかったんですけど、ここです。

学童保育の運営を福祉法人等に委託して、保護者の負担の軽減をという部分です。

これは余り長く説明しません。以前からこの議会でも質問させてもらってしま  
した。全く進んでない状況と思います。課長に言わせれば半歩進んだって言われるかも  
しれませんが、現実問題進んでおりません。もうここは最後、町長として町の方針が

こうなので、両方の学童は一元化して運営を1つとして、さらには料金も統一する、さらには職員間の交流を図って少し余裕の持った、人材においては研修に行かせて指導力の向上を図ると、いろんな面において私はこの運営自体を現在の保護者会の運営から福祉法人等が運営したほうが効率的にもなるし、職員さんの雇用の確保の面においても有効なのかなって思っております。もうこの点は町長だけにお聞きします。

ずっとこれ議論されてきてますよね。現実進んでないんです。どなんぞ町長の決断で進めてもらえませんか。答弁をお願いします。

○議長（国清一治君） 中田町長。

○町長（中田丑五郎君） 私の判断で一本化というような話ではございますけども、聞きゃあ聞くほど2つの施設の考え方の違い、また取り組み体制、いろいろ違いが鮮明に出てくるばかりで、なかなか早い時期に一本化すると、したことによつての弊害といたしますか、そんなんが出るんでないかな、それが出ることによつて誰が一番困るのかなというように逆転的な発想からいきますと、子供が一番困るんでないかなという思いもいたしております。経費のこともあろうかと思っておりますけども、預かる子供たちの立場も十分考えてやっていかなければという思いはありますので、担当の課長から聞く話からしますと、少し時間が必要なのかなという思いがいたしております。

以上でございます。

○議長（国清一治君） 5番議員。

○5番（松田貴志君） 時間が必要、少しっていう部分にすごく強く敏感に反応したんです。もう大分たってますよね。ねえ、課長、もう3年越し、4年越しぐらいになるのかな、私が議会休んでるときからなんで。もうそろそろ解決しましょう。もう課長さんにはお願いしても、それに応えられる立場でないんで、もうあとは町長しかないんです。これは次期課長さんもその思い引き継いでくれると思いますけれども、町長の決断でできることです。町としてこうしたいけん指導員さんも理解してください、協力してくださいってなったら、それに応えれん指導員さんはどうかなと私は思います。その熱い思いもしっかりとぶつけてください。間違いなく子供のためにもなりますし、指導員さんの雇用の安定化にもつながるんです。

この点に関しても、もうわかりました、もう。余り前向きな答弁、これ以上言うて

もいただけないので、諦めはしませんけれども、町長にお願いをするのは、もう今回はとりあえずやめときます。

次に行きます。

保育園での一時預かり事業の実現をっていう部分で、一時預かり事業実現に向けまして、とりあえず福祉課として、もし実現するに当たってどのような課題があるか、説明をお願いします。

○議長（国清一治君） 大西課長。

○福祉課長（大西博己君） 少し答弁がしづらいような空気にはなっとんですけども、課題だらけでございます。

保育園の一時預かり事業、里帰り出産時等とか問い合わせは何件かございました。ただ、1年間の保育の必要量から考えますと、国の補助要件に達しません。国の補助要件に達しないということは、国費の対象にはなりません。町単独で実施しますと、保育士の人件費も必要であり、加えて徳島県全体では保育士が絶対数が不足しております。現在の保育所ではかなり無理がございますので、現行制度、2つ制度を設定してございます。病児・病後児保育事業の広域分ないしはファミリーサポート事業などを活用していただければというところでございます。

以上です。

○議長（国清一治君） 5番議員。

○5番（松田貴志君） 少なからずニーズはある、直接的なニーズはあって、さらに潜在的なニーズもかなりあると思います。実際勝浦町では事業をしてないので、そこへ向いての声もなかなか上げにくい。もうはなから諦めとんです。実際これから女性が活躍する社会に出てフルタイムで働く、その前に研修受けたり就業前の短期のパート、アルバイト、出かける、そういったちょっとずつの積み重ねの段階において、この一時預かり事業というのは必要な部分。先ほどの午前中の答弁の中に課長もおっしゃってました、その潜在ニーズを把握するんも行政の役割、仕事です。3番議員が説明していたアンケートも、本来だったら福祉課、行政がすべきことです、本来であれば。そこらあたりもしっかりと認識されていると思いますけれども、どうしても後手後手に回ってます。かゆいところに手が届くような行政であるべきと思いますし、し過ぎるのもどうかなと思います。そこらあたりのバランス感覚において、この一時

預かり事業というのは、することによって得られる効果っていうのはかなり大きいものであると思いますし、これからのまた議論になるんですけど、また次期福祉課長とは議論していこうと思いますけれども、この一時預かり制度もほかの事業と複合的に組み合わせることによって、今の補助要件を満たす上に、さらに違う部分で併設したような形での子育て支援、センターっちゅうたらあそこになるんだろうけど、そういった施設をつくれるような、おぼろげではあるんですけどイメージがあります。そこからあたりは今後議論はしていきたいと思います。なかなかそれ、自分の思い描いてる部分っていうのは実現の可能性はあるんですけど、時間かかるのかなって思いますので、この点については今後議論はしていきますけれども、この点について、実際先ほども申したとおり、学童保育こあら組の部分でちょっと不効率な事業運営をしようんではないかっていう私の思い、さらには支援事業全般においても、本来であれば子ども・子育て会議でしっかりと毎年度検証して、課題があればその課題を解消するために新たな事業を上乗せしていく、塗りかえていくという部分はしているんだけど、なかなか現状されてないと思うんです。ほやけん、ここでもこうやってちっちゃくあえて書きました。機能してるんかって、子ども・子育て会議が。実際形式上は会議を開催されているのも認識していますが、そこで議論の俎上に上ったことを解決に向けて取り組んでいくのがこの合議体の役割ですし、その思いを受けて行政として事業を執行していくべきだと思います。ここらあたりで一時預かりも含めて、町長、いろんなメニュー、勝浦町子育て支援に向けて出されています。町長自身も所信表明の中に子育てするなら勝浦町でということでキャッチフレーズを掲げております。今回私も書かせてもらいましたけれども、勝浦町、現状、これは日本一というてもいけるんちゃうかなって私自身感じてます。何でかっちゅうたら、それぞれの財政の負担の軽減、お金の負担の軽減とかサービスの内容、さらには地域で育てる素地があるんです。それぞれの小学校区で活躍されている学校支援ボランティアの方々、さらに保育所にいろいろお手伝いに来られてくれるカセヤマクラブ初めまちづくり団体の方々が、町ぐるみで子育てしているっていう今環境ができております。

もう最後にこの点について、町長、ちょっと大きく打ち上げ花火的に日本一っていう部分を掲げませんか。現実問題、言うてもいけるぐらいのサービス水準になってると思うんです。もう子育てするなら勝浦町でって控え目でなしに、もっともっと大々

的にPRしていく方向で頑張りませんか。最後に決意だけお聞かせいただきたいと思っています。

○議長（国清一治君） 中田町長。

○町長（中田丑五郎君） 日本一というすばらしいことをございまして、日本一の子育ての町というふうなキャッチフレーズでいきたいとは思っていますけれども、まだまだ住民の皆様方からしましたら十分と言えないところも私自身はあろうかと思っておりますので、謙虚に反省もし、課題の解消もしながらより高いものを目指して、これはとりもなおさず、保護者の皆さん初め子供たちの幸せというようなことに直結しますので、引き続き私も一生懸命に取り組んでまいりたいと思っておりますので、これも議員の皆様方のご支援なりご協力なければできないことをございしますので、なお引き続きましてご協力のほどお願いを申し上げまして、ありがたいお言葉をいただきましたので、それを肝に銘じまして頑張ってまいりたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（国清一治君） 5番議員。

○5番（松田貴志君） もうこの点については、コメントはせんときます。

続いて、もう最後の項目です。

情報発信力の強化をっていう部分です。

この点については、先ほどの1番議員、また後でも出てきますので、もうこの点については町長のみ質問したいと思います。特に町長にはこの間、町長が先頭に立って情報発信をしてくださいとの私自身の要望をお伝えしてきました。

このプロジェクターで映しているのは、勝浦町のホームページのトップページです。かわりばえしません。このホームページ見て、何を伝えたいのかっていう部分がわからんです。ここに訪れた人は、この勝浦町はどういった部分をPRしていきょうるかっちゃうのが伝わりにくいと思いませんか。特にちょっとした工夫で得られる果実っちゃうのもありまして。ごめんなさい、具体的に言えばそのトップページは先ほども説明させてもらったんですけど、ここが更新するたびに変わっていくんです。先ほど美馬議員もこれがずっと一緒じゃっていう部分、けど、ここは少しいじれば今回の、建設課長、今宅地造成してますよっていうのを写真つきで伝えれるんです。現状でいえば、下のちっちゃい文言のところに、私見てるんで色変わってるんでわかる

と思いますけど、視覚的に入ってくるのと文字だけに入ってくるのではインパクト違うし、ちょっとした工夫でこの J o r u r i っていうこのシステム、県が整備しているシステムなんですけど、これも使いようによったら十分活用できているし、別にほんなに専門的な知識もなくともできると思うんです。だから、ちょっとした工夫をしてください。それを部下に対して指示するのは町長の役割と思うんです。さらには、町長みずからが発信することによって、部下も触発されてせないかなっっちゃう思いも伝わるんちゃうかなって私は思います。

実際今回、前から言ようように町長の動きです。済みません、町長、ちっちゃい人間なんで数えさせてもらいました。実は、28年は今までで一番更新してます。私のこの思いが多少は伝わったんかなっていう部分は感じれるんですけど、町長がフェードインした事務的な説明文であって、町の今課題、こういう課題がある、その解決に向けてこういう事業展開してますよとか、本来町が発信すべき部分っていうんでなしに、ほんまは町長の日記、言い方悪いかな、日記的な部分としか受け取れんと思うんです。でなしに、もっともっと町の P R、前も言うたけど、町長が発信することによってそれだけの影響力があるんですから。そこは自信を持ってという言い方おかしいんですけど、自分がせなあかんっちゃう覚悟を持って。いいですよ、こういう形で発信するのもいいです。さらには、前から言ようように、ツイッターなりフェイスブックなり S N S を活用した発信っちゃうのも取り組んでほしいと。さらには、今回町長自身の所信表明でも P R という文字がかなり使われてました。しかし、この P R できるかできんかが肝であって、実際今までその P R 不足でなかなかこの勝浦町の思いつっちゃうんは外に向いては発信できていなかった。そこらあたりの問題意識は多分町長持たれていると思いますので、ここはもうリーダーシップを発揮していただいて、町長みずからが何らかの情報発信をする中で、課員に対してもしっかりと自分に負けんと発信せよって言えるような環境をつくってください。もう答弁聞いて質問終わります。

以上です。

○議長（国清一治君） 中田町長。

○町長（中田丑五郎君） 昨年に引き続きましての情報発信強化というようなことをございます。この点につきましては、かつうら創生総合戦略におきましても、町民の

多くの方々から、いろんな施策を行っておるけども、なかなかPRができてないというようにご指摘もいただいております。私も行革の県の委員しておりますけども、委員さんは県に向かっても、県は全然とは言いませんけどできてないんじゃないかと。見る人によったらそういう目で見るとかなと、決して私のとこができとうわけでも、私自身ができとるわけでもないですけども、町長の動きというようなことで、できるだけお知らせできることがあれば、こういうこともしてますよ、こういうこともやりましたよという情報発信をしていきたいなということで、できるだけ忘れないように、途切れささないようにというようなことでやっていますけども、ついついと途切れがちになるのが現状でございまして、そうならないようにということで頑張っておりますので、議員ご指摘いただいたことは十分心にとめまして対応していきたいなと思っております。ありがとうございました。

○議長（国清一治君） 以上で5番議員松田貴志君の一般質問は終了いたしました。

議事日程の都合により、休憩いたします。

午後4時12分 休憩

午後4時15分 再開

○議長（国清一治君） それでは、休憩前に引き続いて会議を開きます。

2番松下一一君の一般質問を許可します。

松下一一君。

○2番（松下一一君） 2番議員松下でございます。

ただいまよりひな会議の一般質問をさせていただきます。よろしく願いをいたします。

まず最初に、沼江バイパスについてでございます。

区民初め、町民全員の期待をしている沼江バイパス開通について、今現在の買収交渉に入っていると思われませんが、進捗状況についてお聞かせください。

○議長（国清一治君） 柳澤課長。

○建設課長（柳澤裕之君） 沼江バイパスの買収の進捗状況ということでございます。

現在までは、ご承知のとおり用地関係者の協力のもと、境界立会を済ませて価格を決めて、用地交渉に逐次当たっております。昨年内に一通り回りまして、それである

程度の進捗は見ております。それで、現在交渉中でありますから、用地の交渉の相手が20件ほどありますけれども、現在の契約が幾らあったとか、それから交渉中の件数がこんだけありましたとか、そういうふうなことは今後の交渉に影響を来すということで差し控えたいと思います。それと、個別のいろいろな課題とか宿題とか問題点があることなどから、詳細は避けたいなと思います。

いずれにしても、今現状といたしましては、関係者の協力をいただきながら、沼江バイパスの2工区の経験も踏まえながら、県とともに協力をして用地交渉に当たっております。

以上です。

○議長（国清一治君） 2番議員。

○2番（松下一一君） 私も、推進委員さんを初め県の職員、町の担当者が一生懸命努力されているということについては理解をしているつもりであります。でも、端から見ていてはスピードアップが足りない、ゆっくりしているなど。いつも聞かれるんですが、バイパスはいつできるんですかと、買収交渉は終わったんですかと、そういう声を幾度となく聞いているわけです。そのうちに工事は完成するだろうとかそういう気持ちじゃなく、何年何月をめどに目標を定めてバイパスの開通というのも目指してほしい、そのように考えます。スピードアップということで、今課長が詳細は避けたいという答弁でありました。交渉問題、いろいろあると思います。余り突っ込んだ質問は妥当ではない、そういうふうに思います。交渉事でありますので、頼み事であったり関係者との接触については、小まめに対応していただければ交渉もスムーズに行くのでなかろうかと、用事があるときだけ行ってお願いしますでは、なかなか交渉事が進まないと思いますので、場合によれば家の前を通ったときにちょっと立ち寄ってみるとか、そういうつながりも大事なんじゃないかなと思います。買収交渉については、余りこれ以上は問いません。

バイパス開通に向けて、バイパス工事がいつごろ始まる、それは買収が終わってからということになるんですか。一部工事を着工するとか、そういうことはありませんか。

○議長（国清一治君） 柳澤課長。

○建設課長（柳澤裕之君） 一般的に道路の現道拡幅でないんで、バイパス事業とい

うことで全部が買収調印していただければなんでも工事は着手しないのが一般的です。

○議長（国清一治君） 2番議員。

○2番（松下一一君） 現用地の買収終了まで工事には着工しないということなんです。それではバイパスの着工したときに残土が出るということで、土捨て場の用地のほうの買収交渉、こちらのほうはどこまで進んでおられますか。

○議長（国清一治君） 柳澤課長。

○建設課長（柳澤裕之君） 土捨て場の買収交渉というか、現在の状況です。土捨て場の関係者は14戸あります。基本的に皆さんはバイパスに協力の意思を示しております。それでなお、バイパスの残土埋め立てに関しましてはご理解いただいておりますが、ただ買収及び立ち木について、いろいろと当事者の考え方がありまして、現在調整中であります。おおむねの方が、大半の方が守り立てについては別に構わないよと、買収についてとか立ち木についてはいろいろとあるんですけども、例えば木は昔ひいおじいさんが植えたから木は置いておきたいなとかという話があつて、土盛りが来たときに自分で出したいなとか、ほれからいろいろと個々によって違うような情報があります。交渉中であるので、また同じくそれ以上の詳細は控えたいなと思っております。

以上です。

○議長（国清一治君） 2番議員。

○2番（松下一一君） こども交渉中であつて、答弁は今以上には出てこないのかなと思います。それでも、当事者にとって今どういうふうを考えているかという、バイパスが完成して、土捨て場の状況が目の前に浮かぶわけですから。そのときに、土捨て場がどういうふうな活用をされていくのかな、宅地になるのだろうか、どっかの工業用地になるのだろうか、また老健施設等の福祉施設が来るのかな、あるいは産業廃棄物の処分場になると違うのかな、そういうことが関係者の頭にひらめいて目の前が見えない、そういう状況のようです。私は、埋め立て後の跡地の活用について、町がはっきりと利用の方針を決めれば関係者の理解も得られやすいのではないかと、そのように思います。例えば用地を段々というか、2段、3段に埋めていくより一面的なものにして、子供が野球ができたたりサッカーができたたり、また区民が、町民が気軽に立ち寄れるような、そういう場所にしたいんじゃないかと、そして災害時においては仮設住宅

の用地としてそこを使いたい、また災害時の廃棄物の一時保管場所に使いたい、そういう利用の活用の方針を地権者にしっかりと説明すれば、私は地元の理解が得られやすい、そのように思います。そして、その土地は町が転売をしたり、また一部の人に貸すとか、そういうふうな目的じゃなく、町が永続的に震災、災害後一時置き場とかそういう目的のために町が継続的に保有していきますと、そういうふうな方向性を示すことはできませんか。

○議長（国清一治君） 柳澤課長。

○建設課長（柳澤裕之君） 議員おっしゃるように、平たい土地が1町以上のものができたら何をしようかということで、いろいろ想像が広がります。ほれは私もいろいろ、あくまでも私案として考えているのは、南海トラフの地震があったときに津波が大分来るということで避難場所になったり、それから避難所になったり、そういうふうな公的な事業にも使えるし、それから橿原の自動車専用道路、あそこにスマートインターといって上がり口ができます。この上がり口ができて何が有利になるかということ、ここが都会への窓口になるということは、ここから流通が始まります。ということは、この広場があったら、勝浦、上勝、それから那賀川、阿南と荷物の集荷ができて、ほこで流通センターとかいろんな形のイメージが湧いてきます。ほなけん、ほのあたりでこの地元の皆さんにはこんなんしたいんじゃちゅうんはまたいろいろ考えて、ご相談も差し上げながら決めて、決めるというか、こういうふうな未来があるんだよというふうなもんをつくってみたいなと考えてます。

○議長（国清一治君） 2番議員。

○2番（松下一一君） 用地の関係者にすれば、今あるのは山林であって、買収単価というのが最低限度の低い単価なんです。それが平地になったときに、買収単価の100倍とかそういう価値が出る可能性があるとして自分の頭の中で想像したときによく考えてしまうのかな、私はそう思いますので、災害時、子供のために町が永続的に所有していきたいと、そういう方針を示せば、私は理解は得やすいというふうに思います。

この件については交渉中でもあり、それ以上は、私の意見を述べて終わっておきます。

もう一つ、バイパスに関連して今土捨て場の話をしましたけど、バイパス、土捨て

場が完成したときに、その周辺の開発があるということは把握しておられますか。

○議長（国清一治君） 柳澤部長。

○建設課長（柳澤裕之君） 把握しておられますかということで、結局土捨て場とかをつくることによって、そのあたりの環境が変わるといふふうなことでよろしいですか。排水の関係でよろしいね。

○2番（松下一一君） 土捨て場ができて、それより南側の、また谷があります。斜面があります。そこを民間が開発したときに、土捨て場までの水量と奥をまた開発されたときの水量は違ってきます。

○建設課長（柳澤裕之君） わかりました。

○2番（松下一一君） ほんで、土捨て場の排水を、そういうことを仮定して大きなものにしておかなければ、ちょうどいいだけの排水をつくったんでは、その周辺が開発されたときに排水能力が及ばない、そういう状況があるということと言いたかったんですけど、その件について。

○議長（国清一治君） 柳澤課長。

○建設課長（柳澤裕之君） 私どももその件については懸念しております。おっしゃる谷は、橋谷川といって沼江バイパスの真ん中中央付近で南から流れてきて、桜並木のところの県道の下を通過して、それから圃場整備の間を通過して沼谷川とか、それから掛谷川で勝浦川に至る、そういうふうな河川の水系をしております。

それで、議員おっしゃるように、当然守り立てをしたりしてすると、ちょっと専門的な用語になりますが、粗度が変わりますので、水の流量が、集まってくる早さが変わります。ということは、水位も上がりますんで、今の断面ではもう吐けないなということで、一応平成29年度の社会資本事業うちゅうんで測量設計を見込んでおります。29年度測量設計をして、それから県道の底を通過していますので、バイパス、ほこはまず工事をせずに前後の工事をして、それから桜のところ町道になった段階、いわゆる沼江バイパスが完了して向こうのほうへ通行ができるようになってから、そのところを切り割りして暗渠のやりかえをして、断面を確保して改良を図りたいと考えています。当然盛り土の部分につきましては、先ほど言うたように、粗度が変わりますということで、かなりの水が一気に流れ込んでくるなと思いますんで、このたび役場のほうで、ほの水量の調査設計業務を頼むつもりです。

以上です。

○議長（国清一治君） 2番議員。

○2番（松下一一君） バイパスが完成をして、そのために下流域で被害が起きる、道をつければ必ずどこかにしわ寄せがいくのかな。バイパスの1期工事、2期工事でも排水についてはミスがあった、それは課長も認めるところであると思います。想定外に雨が降ったということは言いわけにはならない。バイパスができたから被害が起きたと、そういうふうに言われます。今の県道から北側の圃場整備の用地関係者、話はしたことはありますか。

○議長（国清一治君） 柳澤課長。

○建設課長（柳澤裕之君） 現在話はまだしておりませんが、県道から南のほうの部分についての方には話はしています。ほんで、県道から北側の方は、まだ話ししてません。ほんで、考えておるのが、圃場整備でつくった断面を拡幅するんで、ほのあたりで、現状用地かからんような形で断面を大きくしたいなというぐらいでは思うとんですけど。一応設計してみてもからの判断になると思います。

以上です。

○議長（国清一治君） 2番議員。

○2番（松下一一君） 行動が遅いです。バイパスの関係者だけには話はしていたけど、排水関係者にはまだ話をしたことがない。ほれは家を建ててから浄化槽をどこに流そうかと、そういう話と変わらないじゃないですか。家を建てる前には排水はどこへ流そう、そういうことはすぐに頭の中で計算できるはずですよ。なるべく早いうちに用地の関係者に説明をすべきだと思います。お願いできますか。

○議長（国清一治君） 建設課長。

○建設課長（柳澤裕之君） 早いうちに担当者に指示をしておきます。

○2番（松下一一君） ありがとうございます。そうすることによって交渉はスムーズに行くのかな、最後の最後に行ったんではできる話もできなくなる可能性はあります。交渉事は早いほうがいいのかと思います。

次の項目で、町道における――きょうの印刷物では低地になっておりますので、これは底地の間違いであります――町道の底地についてお尋ねをしたいと思います。

地域や町の発展のためと思い、農地であったり宅地の一部までも町道用地として提

供してきた人が大勢いると思います。善意から提供した用地ながら、所有権が残っているために固定資産税が課税されているのが現状です。

1つ聞きます。例えば一部を町道に提供した、これが町道とすれば一部です。上、一部を町道に提供した用地をA氏がB氏に転売をした。B氏が買った土地を非農地申請を出して宅地に転用した。その場合、提供した用地、底地です。それも宅地並みの課税となるのでしょうか。

○議長（国清一治君） 税務課長。

○税務課長（笹山芳宏君） お答えをいたします。

現況に基づいての課税ということになりますので、現況が道路敷地となっているのであればそのようにはならないと思うんですけども、登記から変えるようなことになりましたら、登記をもとにした固定資産の課税台帳をもとにして課税をしておりますので、そのような課税になるかと思えます。

○議長（国清一治君） 2番議員。

○2番（松下一一君） いや、登記をできていない土地を宅地に転用しました。町道の中に残っている農地を転用したのも理屈は同じなんですよね。底地は、所有権はあっても権利はありません。わかりやすう言えば、畑を100平米あるやつを10平米だけ町道として提供した、残りは90です。でも、税金は100来るんです。そういうことなんです。それが農地から宅地に転用した場合、10平米については宅地として課税をされるのかなと、分筆できてないので。

○議長（国清一治君） 小休します。

午後4時42分 休憩

午後4時45分 再開

○議長（国清一治君） 再開します。

柳澤課長。

○建設課長（柳澤裕之君） まず、もとを言いますと、転売された場合にトラブルないかということやね。ここへ書いてあるとおり、転売された場合はトラブルないか、まず、ほれから解説します。

まず、請願で町民からお願いで町道認定来た場合に、ほの手順からいうたら申請書が出ます、それに添付される寄附証書、寄附しますよ、この土地の関係者はこんだけ

の平米数何に使うてもいいよ、寄附しますよっちゅうふうな署名が来ます。ほの文言の中に、寄附証書の下に、登記のほうは私のほうでしますけん、よろしゅう頼むなっちゅうぐらいのニュアンスで書いてあるんです。私どもは、登記をしていただいて、いつまでせえよっちゅうことは書いてないんですけども、ほれでじゃあ寄附していただけるんよねっちゅうことで町道認定いろいろ見てきています。まず、ほれが1つ。

ほんで、ちょっと違う、トラブルについては、転売されても道路認定と供用開始しとうから、このエリアについては道路法の4条がかかっとなで、所有権はあるんだけども私権は及ばないということで、町道としてはほの保全是図れるんです。トラブルはまず法律で定めとうけん、もう別にないなという解釈でおります。

課税については、整理してまた。

○議長（国清一治君）　ちょっと待って、今のんで分かるん、課税の答弁は出てない。課税の答弁違うで。税務課長、答えれる。

ちょっと税務課長に、もう一回きちんと答えてよ。

笹山課長。

○税務課長（笹山芳宏君）　仮定のお話が多いのであれなんですけれども、今柳澤課長が申されましたように、基本的に法務局の登記簿にのっとなってでございますので、寄附をされて、それをご本人さんが登記簿を変えていただいたら、その結果が税務課のほうにも参りますので、その分については土地は、道路は非課税になっているかと思えます。

今おっしゃられたのは、登記をしていない土地というようなことで、それを農業委員会の非農地の証明をもらって宅地というようなことでもございましたんで、そういうふうな役場の者が調べに行くっていうか、現地に農業委員会もそういう場合は行くと思うんです。そういうふうなときに、分けて、柳澤課長も言いましたけれども、現に道路になっとう分まで宅地として認定はしないと思うんです。そこで、面積的には分かれた結果が出てこようかと思うんです。そしたら、税務課としてはご本人さんの申し出もあれば現況課税ということになると思えます。

○議長（国清一治君）　2番議員。

○2番（松下一一君）　それは、道路と前に畑だったところを非農地証明もらって宅地にしましたよとわかってる場合は、道路用地の中に入っている底地、そこは畑のま

まということですか。もうほんで、1割を提供しました。残り9割ですよ、9割は宅地にしますけど、道路用地に入っとる1割は農地のままですよという判断をするということですか。

○議長（国清一治君） もう一回、小休します。

午後4時50分 休憩

午後4時53分 再開

○議長（国清一治君） 再開します。

笹山課長。

○税務課長（笹山芳宏君） ご答弁申し上げます。

道路に使ったような土地がありましたら、現況届というので税務課のほうにお知らせいただければ、その部分については非課税とさせていただくことにしております。

○議長（国清一治君） 2番議員。

○2番（松下一一君） 休憩中にいろいろ話したんで、どこへ行きようったかわかりにくくなってた。いや、ほの土地が、私が聞いたところでは、登記をしなければ農地として課税しますよということを聞いたから今回質問をさせていただいたんで、ちょっとわからなくなりました。道路用地の中の民地は、ほな課税はされないという、どの場合でもそういうような理解でよろしいか。

○議長（国清一治君） ほな、笹山課長、もう一回答弁して。

○2番（松下一一君） 町道であれ県道であれ、無論道路用地として提供した農地であれ宅地であれ、その分については課税面積から控除してもらえると、1反あれば100平米提供したら900ですよと、それで間違いないですか。

○議長（国清一治君） 笹山課長。

○税務課長（笹山芳宏君） はい、先ほどから申し上げておりますように、基本的には柳澤課長が申し上げていましたように、寄附をして、町道の場合請願町道と言ったんですか、登記をしていただくというのが本筋でございます。いろいろな理由があって登記まで至っていないという場合で、ご本人さんがこれだけは道路用地でこれだけは宅地とか農地で残っているというふうな図面を沿えて現況届を出していただければ、道路分につきましては非課税の扱いができます。

○議長（国清一治君） あらかじめ、時間を延長します。

○2番（松下一一君） その答弁が欲しかったわけです。その答弁をいただいたので、後いろいろ考えとったんですけど、後は全部それでクリアできました。

ちなみに、1つ聞いておきたいのは、底地の評価、それは数字的に出るもんなんですか。もし登記もほの申請も何もしなければ、1,000平米は100提供しても1,000で来て同じ評価なんですか。

○議長（国清一治君） 笹山課長。

○税務課長（笹山芳宏君） 評価につきましては、評価額が入っていないところにつきましては、近傍、近くの同等のものと勘案しまして、新たな評価額というようなことになると思います。

○2番（松下一一君） 違う、道路用地の中の底地、登記も何にもしてなく、課税から外してくださいという申請も何もしなければ、道路用地に残ってるこの底地については同じ評価をするわけですね。

○議長（国清一治君） ほれはほうなる。

笹山課長。

○税務課長（笹山芳宏君） 評価額については同じ評価額だと思うんですけど、ほれに税金をかけないというふうなことでございます。

○議長（国清一治君） またややこしいにしょうるな。

小休します。

午後4時58分 休憩

午後4時59分 再開

○議長（国清一治君） 再開します。

もう一回答弁します。2番議員、答弁します。

○税務課長（笹山芳宏君） 届けがなければわからないので、そのままの評価額だということです。

○2番（松下一一君） この件について、また後で詳しく聞かせていただいたらと思います。ありがとうございます。

次の質問に……。

○議長（国清一治君） 小休します。

午後5時00分 休憩

午後5時01分 再開

○議長（国清一治君） 再開します。

2番議員。

○2番（松下一一君） それでは、住宅、宅地の販売、造成ということで、人口減少に歯どめをかけたい、移住、定住をふやしたい思いで宅地の分譲を行いましたけど、当初の原価価格より事業費が高くなってしまいました。販売価格を、周辺地価を考慮してか低く設定したにもかかわらず、4区画のうち2つの区画が不調となりました。今回2つの区画について2次募集をかけておるわけですが、この不調となった2区画について、また契約売買ができた土地について、2つに分けて、なぜ2区画は売れて2区画は不調に終わったのか。2区画成立したところも町外の方と聞いております。町外から比べて地価が安かったのか、またどうしても横瀬地区でなければいけなかったのか。応募について、勝浦町内からどのくらいの応募があつて、成立しなかった分について、なぜそれから先に話が進まなかった、問い合わせ等あつて、問い合わせなりから話が進んでいかないのか、2区画を売買できたその2軒の方に聞いてみたいと思う要件があります。町外からなぜ横瀬地区の住宅地に来られた、その決定的理由です。これがあるからここに来た、そういう理由が私は欲しかったんですが、4つのうち2つが不調に終わってしまいました。

2回目の募集について、今問い合わせ状況はどうなんだろう、問い合わせが思わしくないのであれば、不調となった原因、それは何なのか、何が原因で不調に終わるのか、地価が高いのか、場所が横瀬地区だったのが原因なのか、徹底的に検証して29年度の計画にも盛り込んでほしいな、4区画のうち2区画が不調に終わるほどの低調だったんですが、それは想定される範囲の結果なのか、その点についてお答えいただけますか。

○議長（国清一治君） 中田町長。

○町長（中田丑五郎君） 今回、町としては初めての試みでございます。宅地の造成、分譲というようなことございまして、議員が申し上げておりましたように、人口減少の抑制、または定住促進対策というようなことで実施をしたところでもございます。

質問の中にありますように、想定外だったのかというような話もございますけど

も、当初横瀬地区が人口の偏在っていいですか、減少が著しいというようなことで、そのこともございまして横瀬地区のほうに分譲造成をします。それで、なおかつ学校にも近く、保育所にも近く、また商店街にも近いというようなことで、生活、定住するには非常にいい土地でもございます。私も自信を持って言えるようなところでもございますが、当初はもう少し競争になるほどの申し込みがあるんでなかろうかというふうなことを想定はしておりましたけども、いざ募集を始めますと、意外と応募者がいなかったというようなことで、原因がどこにあるのかなという思いもしております。場所的に見て、販売申し込みがあったところの特徴といいますと、東のほうと西のほうというようなことで、中のほうが今残っているというようなことで……。

ただ、いろいろご質問ございましたけども、まだ今契約に1件できておりますところの方とかに、私自身も直接分析もしておりませんので、どういう原因でとかどういう結果でというようなことは今申し上げることができません。ただ、2区画残っておりますので、来年度の事業も予定をいたしておりますので、今年度中に2次募集も初めておまして、よりPRを努めながら、町内外の企業にもポスターも張らせてもらっておまして、PRにも努めておるところでもございます。先ほどの5番議員の新聞の公告もございましたように、初めての試みでございます。そんなことしながら、来年度事業もありますので、2次募集は完売をして、2次の宅地造成に入っていくということを考えておるところでもございます。

以上でございます。

○議長（国清一治君） 2番議員。

○2番（松下一一君） 先ほども言いましたけど、売買、買っていただいた方の意見、勝浦選んでいただいた方の意見を十分参考にして、また問い合わせだけで逃げていかれた方、その人の思いも、なぜあそこがだめだったのか、それが一番大事だと思うんです。問い合わせはしたけど、ちょっとという感じで成立しなかった、それはなぜなのか、その検証をしっかりと、29年度の事業計画に、場所も含め土地単価をどれだけ抑えられるのかとか、そういうふうなことに参考にしてください。そして、29年度の事業が成功するようにお願いします。

もう一つ、宅地の造成ということで、私が思っていたのは高齢者というか、定年退職された60歳ぐらいを高齢者と思っているのですが、そういう方の1日といえは長い

そうです。朝遅く起きて朝食を遅く食べて、1日ごろごろテレビを見ていて夜になったら終わり、定年後はそういう生活になるらしいです。そういう人たちに田舎に興味を持っていただいて移住してきていただければとの思いで、勝浦町は、高齢者に限ったことではないんですが、そういう住宅を提供して、残りの人生を勝浦町で楽しんで過ごしていただけるようなメニューを用意できないものかと、そういう思いで高齢者、60歳前後を対象にしますので、学校から離れていてもいいのかな、地価の安い少し離れた場所で、場合によれば耕作放棄地を家庭菜園等に紹介できる、そういう場所に、こういう言い方をしてはなんですが、ある程度ターゲットを絞って宅地の造成できないものか。移住してこられる方にすれば、シルバーセンター等に登録しておけば、今までの自分の技術を発揮できる場所もあるかもわからない。また、秋にはみかんの収穫のお助け隊として農家の手助けもできる、そういうふうなことを自分も考えて、学校から少しは外れても地価の安いところでのんびりと暮らせるような、学校を対象にしましたけども、学校から外れてというのは1キロとかそういう意味でなく2キロ、2キロは外れているというのはどうかと思いますけど、人それぞれ感覚はありますが、無理に横瀬みたいに学校のすぐそばでなくても、2キロ離れていても十分いけるんじゃないか、4キロ離れていても、60歳の方には学校は余り関係ないと思うんで、そういうことを自分も思って、そういう宅地を造成できないものか、お答えいただけますか。

○議長（国清一治君） 中田町長。

○町長（中田丑五郎君） 先ほどは若い方の宅地造成という分譲でございましたけど、今の議員からのご質問の内容を聞いておりますと、高齢者向けの宅地の造成の計画というようなことでございまして、今アメリカで発展した事業でございまして、日本版のCCRCの構想というのがございまして、都市圏から高齢者を地方に移住していただいて、地方での雇用の確保や経済振興に役立ててもらおうというようなことがこの日本版のCCRCの構想の根幹であるというようなことでございまして、地方に移り住んで、地域社会においての健康でアクティブな生活を送るとともに、医療、介護が必要なときには継続的なケアを受けれるようなことができる地域づくりというようなところでございまして、集団的に高齢者の方が移り住んで生活をし、さっき言ったように農業したりとかいろんな趣味の世界で生きていくと。たしか徳島県の

三好市のほうで、何かそんな事業が始まってるか計画があるのか、私そこら辺まだ十分調べておりませんが、そんなことも言われておまして、都市からの移住というようなことをございまして、そうした事業もあるというようなことをございますけども、現在本町におきましては若い人に移住していただいて、人口減少の抑制に努めていきたいというふうなことで事業に取りかかっておりますので、こうした仕組みもあるというようなことも参考にさせていただきまして、今後のまちづくりに生かせるのであればという思いがいたしております。ありがとうございました。

○議長（国清一治君） 2番議員。

○2番（松下一一君） この件について、最後に少しだけ意見を述べさせていただきます。

高齢者が勝浦に移住をしてきたときに、週末とかになれば子供が孫を連れて家を訪れる、そういう楽しい環境が生まれるのではないかと、またそういう意味で、勝浦を知っていただいた方が将来勝浦に住んでいくということも考えることができるんじゃないかと、私はそういう夢のあるような方向に向いておりました。この件は、以上で置いておきます。

最後になったんですけど、改良区の件についてご質問をさせていただきます。

町内には3つの改良区があります。その中の一つが沼江櫛淵土地改良区で、3市1町に関係し、大きな期待のもとに設立されましたけど、今まで先輩理事長により維持運営、ずっと順調に來たわけですけど、ここ近年は農家の高齢化、また鳥獣被害、後継者不足等の影響で、みかんづくりに最適と言われた畑でさえ耕作放棄地になってしまいました。耕作放棄地が多くなるにつれ農家数も減少する一方で、今のところ、まだ定款や規約に定められた理事の数は確保できております。しかし、近い将来理事の確保も困難となり、そのうち合併、解散に向けて真剣に考えなければならない状況になりつつあります。今現在の事業としては、年1回の総会だけで、賦課金を徴収するような事業はここ数十年ありません。こういう解散直前の改良区を見てこられたことはありますか。

○議長（国清一治君） 藪下副町長。

○副町長（藪下武史君） こういった今現在事業をほとんど行っておらず、解散とかこういったところでの向かっている土地改良区などについての認識はあるかどうかと

いうご質問だと思います。

私自身、県に昭和63年入庁してすぐの仕事が脇町農林事務所で耕地課ということで、土地改良事業のほうを担当しておりまして、土地改良区の指導とか検査ももちろんやっておりました。当時所管しておりました地区の土地改良区も、合併とか解散に向けての県からの指導とか国からの指導に基づいて手続等もやっておりましたので、まさにそういった仕事を3年間ほどやらせていただいた経験がございます。

以上でございます。

○議長（国清一治君） 2番議員。

○2番（松下一一君） 具体的にどこかの改良区と合併するという事は可能なことなんでしょうか。

○議長（国清一治君） 藪下副町長。

○副町長（藪下武史君） 今町内がございます、先ほど議員からもございました3つの土地改良区、勝浦土地改良区、それから大井堰土地改良区、それから今お話しにございました沼江櫛淵土地改良区、この3つがあるというふうに承知しております。この沼江櫛淵土地改良区につきましての合併とかそういったところの可能性はあるかどうかというようなお話でございます。

今現在町内がございます3つの土地改良区につきましては、それぞれが定款におきまして事業、開設の目的等々定められていることと思います。その私が承知している限りで申しますと、勝浦土地改良区につきましては町内農業用水管を管理しているだろうということでございます。それから、大井堰土地改良につきましては、棚野、久国、生名、それから星谷地区等への水田への開水路の管理をしておられると、沼江櫛淵土地改良区につきましては、沼江の果樹園内の農道などを主に管理をされているというようなことで承知しておりますので、このそれぞれの土地改良区が定款に掲げております施設の利用エリアであるとか、それから事業の目的等が、今見る限りではそれぞれは異なった目的を持っておりますので、単純に合併についてはなかなか難しいのかなというのが正直な、今感じているところでございます。

○議長（国清一治君） 2番議員。

○2番（松下一一君） 合併が難しい、そうなれば解散という道をとらざるを得んのかな。そうなればハードルは高いだろうな。最終的には県とか国の許可、そういう

ふうなものが必要になってきますか。

○議長（国清一治君） 藪下副町長。

○副町長（藪下武史君） 合併が難しいということで、次、解散についてのご質問でございます。

土地改良法によりますと、解散する場合につきましては、改良区の保有しております農道とか水路とかあると思いますが、こういった財産をまず精算する必要がございます。この精算をした上で、知事の認可を受けるという手続が必要になってくるというふうに承知しております。

○議長（国清一治君） 2番議員。

○2番（松下一一君） 財産の精算と言われましたけど、私どもの改良区では不可能に近いと思います。その場合のとるべき方法、何かございませんか。

○議長（国清一治君） 藪下副町長。

○副町長（藪下武史君） 先ほど冒頭に議員からのご質問の中でも、この沼江櫛淵土地改良につきましては、勝浦町と、それからほかの3市、これにまたがって財産とかがあるというふうなお話であったと思います。勝浦町内であれば、財産につきましては公事業というか、今後公的機関へ引き継ぐというようなことが必要かと思いますが、勝浦町、役場との協議を進めていけば、将来的には何かの回答は出てくると思うんですけども、その他の3市につきましてはそれぞれの自治体との協議が必要になってまいるということで、こちらあたりの協議のほうが一つの隘路になってくるのかなというふうに感じております。

○議長（国清一治君） 2番議員。

○2番（松下一一君） 解散と仮定したときに、補助事業で事業は行われておりますので、耐用年数のある建物、構造物等については問題はないと思うんですけど、道路については耐用年数がありませんので、補助金の返還等の命令とかそんなんはあるんですか。

○議長（国清一治君） 小休します。

午後5時26分 休憩

午後5時27分 再開

○議長（国清一治君） 再開します。

藪下副町長。

○副町長（藪下武史君） 今議員がおっしゃった内容につきましては、補助金に関する適化法の課題だと思います。適化法につきましては、恐らく今8年ぐらいが期間になっておるとお思いますので、それを超えておる部分については補助金の返還対象ということにはならないのではないかとおと思いますが、そこらあたり、十分に制度について検証する必要はあると思うんですが、その期間を過ぎておればいけるのではないかとおいうふうには認識しております。

○議長（国清一治君） 2番議員。

○2番（松下一一君） いろいろお答えいただいたんですけど、まだ解散というのは1年、2年でスムーズに行くものではありません。10年かかるか20年かけて解散に持っていくというような気持ちでおりますので、でも準備はしていかなざるを得ない、将来的にはもう維持できないという感じなんで、そのときのためにいろいろとまた聞かせてもらいたいとお思います。

最後の最後です。水のことです。

水田への水の供給ということで、町内にも多くの水利組合があります。勝浦川から入水し、余った水は勝浦川に戻すという方法で、水は潤沢な状態ですが、石原の圃場組合、鶴免の圃場組合については、毎年ポンプが故障し、安定的に利用するには水田の植えつけにも不安が残ります。石原圃場組合への緊急時の対応は一時的にはできそうです。畑総の水をいただけるためでありますが、鶴免の組合に対しての対応は、ポンプが壊れば、その年は壊滅的な被害が起きることが予想されます。恒久的、安定的に両組合への水の供給はできないのか、一時的でなく、恒久的に毎年のようにポンプはどちらかが壊れてしまう、そういう状況であります。

○議長（国清一治君） 藪下副町長。

○副町長（藪下武史君） 水利組合が使用されているポンプ等の維持というようなことについてのご質問かとおわれます。

これにつきましては、国のほうでも日本型直接支払制度というのが現在ございますが、その中でも多面的機能支払交付金というのが、その制度の中のうちにごございます。詳細についてお聞きしておりませんので確定的なお話になりませんが、まず水田を中心にした平野部につきましては、こういった交付金の制度もござい

で、こういった制度の活用について、まずご検討いただくことが可能であろうかと思  
います。実際にほかの集落でも、この交付金を活用されて水路や農道の管理などを行  
っている事例もあるというふうに認識しておりますので、まずはこういった交付金の  
活用について、役場のほうにも担当課ございますので、ご相談いただければ事業につ  
いてのご説明なりご相談にあずからせていただくことは可能かと思っておりますので、そう  
いったことでのご理解をいただければと思います。

以上でございます。

○議長（国清一治君） 2番議員。

○2番（松下一一君） 両組合とも、県や町の指導のもと水田として整備をしたもの  
なので、最後まで水田として耕作できるような給水施設を維持するには、町も県も最  
後まで責任あると思うんです。用地関係者は今までの水利権を放棄してまで給水施設  
に命をかけているのですから、最後まで給水施設を整備していただけるようお願いを  
したいのですが、産業課長、何かありませんか。

○議長（国清一治君） いや、指名してないけん。

よろしいですか。

指名してなかったら、事前に了解をもらわにゃ。

○2番（松下一一君） いや、そしたら。

○議長（国清一治君） 行けます。

海川産業交流課長。

○産業交流課長（海川好史君） 先ほど副町長のほうからご答弁を申し上げましたと  
おりでございますが、日本型直接支払制度の中で多面的機能支払交付金という制度が  
ございまして、主に平野部の農業活動、農業用施設について、その交付金を活用して  
農道の整備とか水路、開水路の整備、泥上げ等の農業用施設を補修、更新しておると  
いうような事業でございます。そういった事業をご活用いただきまして、水源なり水  
が水田に入るような形にそういった交付金が見えるのではないかというふうに考えて  
おります。

ただ、勝浦町におきましても、今現在多面的機能支払交付金を活用しております組  
織といたしましては現在5組織ありまして、大井堰地域資源保全会と中角土木、それ  
と今山資源保全会と山西資源保全会と、それと勝浦町の中山間地域をエリアとした多

面的機能支払交付金の全てが、5つの活動組織が今交付金の対象の組織というふうな形になっておりまして、合計340ヘクタールほどの面積が対象地となっておるといところでございますので、そういった形で農振農用地の農地と、青地に対しまして、その青地の面積を確定いたしまして、その面積に合わせて交付金が支払われるといったものでございますので、ぜひご利用いただければというふうに考えております。

以上です。

○議長（国清一治君） 2番議員。

○2番（松下一一君） これで私の質問を終わります。

私の質問の内容が不手際で、たびたび中断させてしまったことをおわび申し上げます。どうもありがとうございました。

○議長（国清一治君） いや、そういうことはございません。

以上で2番議員松下一一君の一般質問は終了いたしました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

あすも午前9時30分から一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

長時間ご苦労さまでございました。

午後5時36分 散会